

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成18年3月14日

議 会 事 務 局

# 目 次

文教常任委員会

3月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査 .....	2
質疑（森内委員、渡辺委員）	
議案第23号の審査 .....	43
補足説明（生涯学習部長）	
質疑（山崎委員、川口委員、川端委員）	
修正案の説明（山崎委員）	
採決 .....	53
閉会の宣告 .....	53

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成18年3月14日(火) 午後1時31分 開会  
午後6時 8分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長	石橋徳治	副委員長	渡辺慎吾	委員	山崎雅数
委員	川口純子	委員	川端福江	委員	森内一蔵

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	教育長	和島 剛		
教育総務部長	羽原 修	同部理事	福元 実		
同部次長兼総務課長	馬場 博	同部参事兼学校教育課長	大路 守		
同部参事兼教育研究所長	石田ふみえ	学校教育課参事	前馬晋策		
同課指導主事	宮地 仁	同課指導主事	奥田不二夫	学務課長	田橋正一
人権教育室長	西村友司				
生涯学習部長	奥田秋広	同部市民図書館長	高山真弓		
生涯学習課長	木下好宏	同課参事	田川昭義		

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局主幹	日垣智之
------	------	------	------

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成18年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第23号 摂津市文化振興条例制定の件

(午後1時31分 開会)

○石橋委員長 ただいまから、文教常任委員会を開会いたします。

本日の、委員会記録署名委員は、渡辺委員を指名します。

昨日に続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の質疑を行います。

質疑はありませんか。森内委員。

○森内委員 それでは、質問させていただきます。

まず初めに補正予算の67ページの体育振興費、ここで報償金、これが24万2,000円の減額、それとスポーツ講習会参加助成補助金ということで6万円減額されておるわけなんですけども、この減額の内容だけ、ちょっとお聞かせただけたらと思います。

それと、順を追ってですが、予算書のちょっと説明が足りないところがございまして、平成18年度の当初予算の主要事業一覧というところの方から順次、お聞かせをいただきたいなと思います。

一覧表の6ページ、こどもフェスティバルの開催事業とありますけど、これは開催場所が市民体育館、それから大正川の河川敷で開催ということなんですけど、この時期、今月末で福祉開館が閉館されるということで、福祉会館の確か中庭も会場となって市民体育館の中ということなんですけども、閉館されてバリケード等をやるようなことを言っておりますけれども、安全対策はどういうふうになっているのか、その辺のところをお聞かせただけたらなと思います。

それと、同じ6ページなんですけど、地域子ども教室推進事業とあります。これ、きのうはちょっと質問があったんですけど、まだわからないところがございまして、この事業というのは文部科学省の委託事業ということで、本市の方では事

業予算はゼロということなんですけども、地域の大人との交流、それから子どもの居場所づくりということで、わくわく広場ということなんですけども、きのうもありましたけども、一たん自宅に帰ってから、また学校でという形になります。安全対策も含めてですけれども、例えば小学校12校区、12校あるんですけども、その辺のところの内容をもう一度、お聞かせいただけたらなと思います。

それから、私もずっと課題にしておるんですけども、9ページに音楽祭の開催事業とあります。昨年は、この庁舎のロビーでいろいろな催しという形で新しい取り組みをされておるんですけども、まず予選・本選で私、一番懸念するのは、本選のときの授賞式、表彰式というのは、ほんとに、これ摂津の方がおられるのか。関係者だけで、この事業が本当にこれで661万8,000円ですか、今度使うけれども、費用対効果として本当に摂津の市民の方の音楽意識を高揚する事業なのかと、疑問なんです。

本来なれば、音楽、文化の意識の原点に戻ってやるべき事業に力を入れていかなければならないと思うんですけど、その辺のところ今回どういうふうな形で取り組んでおられるのか、取り組んでいかれるのかということをお聞かせをいただけたらなと思います。

それと同じページですけど、文化財の調査研究事業とあります。この中で調査研究、そして整理した結果の刊行物ということなんですけど、どういうふうな刊行物なのか。いにしえ通信とか、いろいろ出していただいておりますけれども、そういうものなのか。

文化財などの台帳整備ということなんですけども、台帳整備、どれぐらい進んでいるのか、その辺のところもお聞かせいただ

けたらなと思います。

それと、10ページに私立幼稚園就園奨励費補助事業、それから私立幼稚園園児保護者補助事業とあるんですけど、これは、ここに書いてるとおり両方とも補助金を交付することによって公立、私学の保育料の格差の縮小ということですけども、一番縮小しなければならないのは、就学前の教育について、やはり私学がいい、それから公立がいいと、いろいろ分かれるんですけども、やっぱり公私間のカリキュラム、この辺のところ、私学のカリキュラムと公立のカリキュラム、教育課程ですけども、どう違うのか。

それから、私学の幼稚園の教育内容とか、いろいろなサービス面で私学の方が公立より、すぐれてるとか一般的に言われるんですが、その辺の内容をどれぐらい把握されておられるのかお聞かせいただけたらなと思います。

それと、10ページに小学校の統廃合事業ということなんですけども、きのうから施設の改修等、いろいろと問題になってますけれども、改修する時間帯、例えば夏休み、冬休みにやられるのか、児童に影響のない期間だけやられるのか、その辺のところの安全対策も含めてお聞かせいただけたらなと思います。

この施設、三宅、柳田小学校の場合は、柳田小学校へですから、ここは余り支障がないと思いますけれども、味舌東小学校の渡り廊下の部分なんかというのは非常に危険ですので、その辺のところの安全対策をどのようにされるのかということです。

それと、もう一つ、統廃合によります説明会等で確かランニングコストが8,000万円ぐらいと、統合したときということで聞いておりましたけども、先日の代表質問の答えでランニングコストは

おおよそ1億円だということで、この差が2,000万円あるんですけども、ということなんでしょうか。その辺のところの説明もお願いできたらなと思います。

それと、11ページに安全対策事業ということであるんですけども、幼稚園の受付ボックスをやられるということなんですけど、これ、本市が今度、子どもの安全安心都市宣言ということで、私学の幼稚園に対してはどういうふうな指導をされていかれるのか。

市民である児童に対しても、これは同じ対応をしなければならないと思いますけれども、その辺のところですね。

それから、青色パトロールは文書配達、集配も兼ねて、その合間にされるというんですが、これ、私学の幼稚園もあれば保育所もあるわけですから、この辺のところの巡回というところを全体的に見て、どういうふうな形で行っていかれるのか。

きのうは、週何回、その日によって行くところが違うとかいうんですけども、その辺のバランスをどう考えられるのかお聞かせいただけたらなと思います。

それと同じく11ページには、適正配置に伴う児童支援のプログラム事業ということなんですけど、これはあとで校区審議会の方の関係もあるんですけども、小学校の統廃合によるプログラムということで、どういうふうな形で交流をされていかれるのか、内容的なもの、この中で一番懸念するのは、きのうもありましたけど、例えば千里丘の1丁目、2丁目、それから摂津小学校区の千里丘東5丁目、それから庄屋地域、この辺の子どもさんというのは、統廃合というよりも、仮に摂津小学校へ行かなければならない、千里丘小学校へ行かなければならないとなっ

た場合、少数ですから、転校生というような形になるんじゃないかなと、この辺のところの交流をまだ審議会が始まってませんけれども、そういうところも含めて交流のプログラムというものを考えていかなければならないと思います。

例えば、運動会を一緒にするとか、文化祭を一緒にするとか、日ごろの交流がなければ、この統合というものはスムーズにいかないと思うんですね。

今はハード面で施設のことを言っておられますけれども、やはりハードよりもソフト面を重視しなければならないということで、どういうふうに計画されておられるのかお聞かせいただけたらと思います。

それと、12ページに公民館施設改修事業とあります。ここに公民館6館あるんですけども、この公民館の使用状況というのは、その公民館によって、いろいろなパターンがあります。

例えば、ここの新鳥飼公民館ですね。ここで生活実習をするために改修することなんですけれども、この新鳥飼公民館というのは体育館も併設しておるわけで、この安全といいますか、私、夜通りますと車いすで、車からおりて身障者の方ですので非常に気の毒なんですけれども、道路にとめて車いすを組み立てて自分で行って、それからまた車の乗り降りですね、これの場所がないんですよ。

駐車場まで、かなり距離がありますんで、そういうところを見るとだれか付き添いがおられるんですけども、やっぱりそういうことになってくると、もう少し、改修費がありますので、その辺のところの実態というものは、どれぐらいつかんでおられるのか、教育委員会としてこの6つの公民館の実態というのを日ごろ、いろいろな交流がありますけれども、

お金がないということで一言に済まされるのかどうかということをお聞かせいただきたいなと思います。

それと、同じく次に12ページのこども110番の家事業、昨日も問題になりましたけど、一番、こども110番の家という家を指定されたお宅なんですけれども、ここで心配するのは、ずっと家におられるということはないと思うんですね。留守のときは、どうするのか。

それから、もしものことが起こったときのマニュアルですね。どういうふうに対応するのか。

一番に、どこへ通報して、どういうふうな形でやるのか、そのいろいろなパターンがあると思うんですね。そういうふうなことを想定されて、講習ということじゃないですけど、こういうふうな形でやってくださいというような形で指導されておられるのか。その辺のところの認識をどう持っておられるのかということですね。それをお聞きいたしたいと思います。

それと、子ども安全見まもり隊事業ですけども、これも非常に格差があると思うんです。登下校時等ですから、登校時は大体同じ時間ですね。ところが、下校時になってくると、帰りが何時かわからないという子どもがおるわけです。

例えば、低学年、高学年で帰る時間が違うんですね。その辺のところから、果たしてこれがきちんと、この事業ができるのかということですね。

それから、一つ気になるのは、遊び場の把握なんて、これ、ほんとに難しいと思いますよ。見まもり隊の方というのは、これはもう責任重大になってしまいますので、この辺のこの事業を立ち上げるにした、簡単に見まもり隊をやってくださいというような形にはいかないだろうと、そういうふう思うんですけども、そ

の辺のところをお聞かせいただけたらな  
と思います。

それと、概要の部分に入っていくんで  
すけれども、予算概要の105ページ、  
小中学校の通学区域審議会、きのうもあ  
りましたけども、やはりこれは地域に精  
通した方でないと、校区の設定というか、  
新しい校区を決定するのは非常に難しい  
と思いますので、その辺のところ、自治  
会の代表者、それからPTAの方という  
ことなんですけれども、問題は今現在も  
その地域の方が反対されておると。統廃  
合には反対だという方をどう説得して  
いくかだと思うんですよ。そんな校区はお  
かしいじゃないかというのをどうして  
いくか。やっぱり、その地域に精通した方  
ということで、ほとんどが例えば自治会  
代表者が反対されるということは、これ、  
どうするんかという問題がありますんで、  
条例は可決されましたけれども、この手  
順ですね。反対されておられる方が、ど  
ういうふうな形で納得するのかというこ  
とですね。その辺のところですよ。

それから、統廃合にかかるんですけれ  
ども、やっぱり跡地の問題。三宅小学校、  
それと味舌小学校も災害時の避難場所  
になっております。これを売却とかいうよ  
うな話もありますけど、教育委員会とし  
て、教育システムとして、ある程度残し  
ていかれるのか。

先ほども施設の充実といいますけど、  
統合するだけじゃなしに、統合校に施設  
を、教室をどうかというような話ですけ  
れども残っている、廃校となったけども、  
これはつぶすんじゃないんですね。この  
施設をどうするかというのは、これから  
考えていかなければならないんですけど  
も、教育委員会として、教育施設として  
残していくのか。体育館、それから教室。

この教室なんかでも地域のコミュニティ

施設として活用できる分なんです。こ  
ういうのを考えておかないと。

それから、売却して、全部売却してし  
まうというようなことは、やっぱり避け  
なければならぬ。といいますのは、避  
難場所としてどうするのか。残された都  
市空間として必要じゃないかというよ  
うな、貴重な市民の財産を売りさばいて  
いいのかというような意見もいろいろと聞  
いておりますんで、その辺のところも踏  
まえて統廃合ということを考えていかな  
いと、将来的に統廃合しなかった方がよ  
かったなというようなことのないように、  
将来に禍根を残さないような形で精い  
っぱいのことをやらなければならないと思  
うんですけども、その辺のところもお聞  
かせいただけたらなと思います。

それと、106ページに教育研究所の  
光熱水費、細かいことを言いますけれ  
ども、113万円ですか。その中に水道、  
それから電気とかあるんですけど、この  
維持管理経費という、この内訳を教え  
ていただけたらなと思います。

それと、きのうも聞いたんですけど、  
どうも納得できないのが107ページに  
あります教育研究会補助金ですね。これ  
が摂津市教育研究会の活動ということな  
んですけども、これのもう一度内容を、  
何か中学校に音楽団体が6つとかいうよ  
うな話があるんですけども、この補助金  
の内容、それをもう一度、ちょっと詳し  
く教えていただけたらなと思いますので、  
以上、1回目といたします。よろしくお  
願いします。

○石橋委員長 馬場教育総務部次長。

○馬場教育総務部次長 そうしたら、幾  
つかございましたので、順を追ってご説  
明申し上げます。

まず、統廃合に係る統合施設の改修の  
時期、工期、安全対策といった形のご質

間がございました。

必要な施設整備につきましては、昨日の各委員のご質問の中でお答えさせていただきましたように、味舌東小学校につきましては18年後半から19年、それと三宅小学校につきましては19年度工事という形の工期を考えております。

いずれも、やはり現在ある施設に新たな施設を増築、また中の改修等も伴いますので、これにつきましては通年工事をしていかざるを得ないなと考えております。

耐震工事であれば、夏休みの集中工事ということも可能なんですけど、やはり新たな校舎を建てるとかがございますので、先ほど言いました期間の通年工事期間になろうと考えております。

その際の安全対策でございますが、当然、子どもの安全対策は第一義に考えます。したがって、現在、子どもが通学に使ってる門以外に工事の専用車両の入口を設ける予定をいたしております。

例えば、味舌東でございましたら、正面の正門から子どもが通っておりますが、その東側のシオノギ寄りのところに一部空間がございますので、そちらの方から入っていただくと、専用車両は入ってもらうと。

もちろん、工事するところにつきましては、フェンス等で目隠し、囲いもいたしまして子どもはそちらに入らないというような形。

それと、一部運動場のところにも、そういう工事のためのヤードを設けまして、そこも囲いをして子どもが入らないような形で、子どもと工事につきましては、分離しながら通年工事を進めてまいりたいと。

ただ、日々、授業をしておりますので、そういった騒音でありますとか、震動で

ありますとか、そういった分につきましては当然、細心の注意を払いながらやってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、統合に伴うランニングコストの節減の額がいかかかということで、8,000万円、1億円という、そういう数字がございますが、以前に私どもが統合に当たりまして内部で試算いたしました。それぞれ、三宅、柳田、それと味舌、味舌東の統合に伴いまして、学校間に伴う諸経費、修繕費でありますとか、消耗品費でありますとか、光熱水費であるとか、そういった分の削減項目の削減額、それと大きいのはやはり人件費でございます。

給食調理員、校務員、そういった部分の集約されることによる人件費の削減等々がございまして、試算によりますと、三宅、柳田の場合は約5,000万円台の削減が可能と。

それと、味舌、味舌東につきましては、4,000万円台の削減が可能であろうと、そういう試算を持っております。

それで、これはあくまでも試算でございますので、そういう形でいえば、少なく見積もって4,000万円台、多ければ約5,000万円近くの削減が可能ということで、当初から削減額につきましては8,000万円から1億円の間という形の幅を持って、数字として私たちは把握しておりましたので、最大で1億円程度という形。

最少といたしますか、最少経費でいけば8,000万円と、そういった形でどうしても幅を持った表現の仕方にならざるを得ないということで、こういったらあれですけども、数字のことでございますので、もっと精査をしなければなりません、今の段階ではその程度の幅を持た

せていただいて、説明に臨んでいるということでご理解をいただきたいと思いません。

それから、安全対策のうちの青パトの巡回について、公立のみならず私立等の配慮もということでございました。

私どもは、この青パトにつきましては、きのう申し上げましたように、委員ご指摘のように文書集配をシフトして行います関係上、午前中、ないし2時までの間は公立施設の小中学校、幼稚園、保育所、図書館、公民館、体育施設、文教施設等々を回る中で市内一巡をしていきたいと考えております。

2時以降、5時までの間は、きのう申し上げましたように、月曜日から金曜日の間で集中的に通学路を巡回していきたいと。当然、その中には、市内全体を回りますので公立私立ということではなくて、市内全域の安全対策に目配りをしていくというふうな考えを持っておりますので、そのあたり遺漏のないようにしていきたいと考えております。

それから、跡地の問題でございますが、これにつきましては、当初から申し上げておりますように、まず統廃合の必要性を訴える中で、跡地問題につきましては、あえて青写真もつくらずに今日説明会に臨んでおります。と言いますのは、これも説明会などで申し上げましたが、他団体で跡地も含めて当初説明した中で、統廃合ありきの説明だというふうな形で説明会そのものが開けないような状況になったということもありましたので、私ども他市のことも参考にしながら、私どもはあくまでも教育上の問題ということで、そのあたりを訴えるということで、跡地問題については、あえて白紙の状態まで今日まで臨んできております。

庁内的には、統廃合の議案が昨年可決

いただきましたので、教育委員会の方が庁内の関係する部署に呼びかけまして、今日までの私どもの説明してきた内容を関係課に把握しまして、今後この問題につきましては、市全体で取り組んでいただきたいということで申し入れをいたしまして、まだあと期間が統合までに2年間ございますので、どの段階からそういう作業が始まるかは別といたしまして、教育委員会といたしましては、この2年間、統合に向けて遺漏のないようにやっていくということに力を振り向けていきたいと考えておりますので、跡地問題につきましては今後の課題であろうと、そういうような形で今のところは考えております。

私の方からは、以上でございます。

○石橋委員長 大路教育総務部参事。

○大路教育総務部参事 それでは、学校教育課にかかわりますご質問、2点にお答えをしたいと思います。

まず1点目に、公立、私立の幼稚園のカリキュラムのことについてのご質問にお答えをさせていただきます。

基本的には、私ども学校教育課の方は市内の公立幼稚園3園のカリキュラム、教育課程について指導・助言をする立場にございます。

私立の幼稚園につきましては、管轄といたしましては私立学校でございますので大阪府の私学課が教育内容についての指導といたしますか、助言する立場であるというふうに理解をしております。

したがって、私どもの学校教育課の方といたしましては、公立の幼稚園、しかし私立もそうなんですが、この教育内容は小中学校が学習指導要領に基づいてカリキュラムを作成しておりますが、幼稚園の場合は公私とも幼稚園教育要領という非常に薄いものでありますが、そ

の内容に基づいて日々の教育を実施されております。

中身的に言いますと、発達段階の特徴を考慮して、幼児の遊びを通しての成長を図るということで5つの領域、健康・人間関係・環境・言葉・表現という大きな領域のねらいと内容が示されております。建学

したがいまして、私立の幼稚園につきましても、この要領に沿った形でカリキュラムを作成されますが、やはり教育内容につきましては、特色を出すために各園の建学の精神や教育理念等、教育方針をもって臨まれているということで、市内の3園というふうに承知させていただいておりますが、私どもの方でその各私立の幼稚園の内容について十分把握をするような状況、立場にはなっておらないということをご理解をお願いしたいと思います。

それから、直接この件ではございませんが、先ほど私学の安全対策ということで一部ご質問がありまして、私どもの課としてもかかわったことといたしましては、現在、幼稚園、小中学校の摂津市立の幼・小・中学校の方からのいろいろ不審者情報が上がってきましたら、これを各学校の方にファックスで通知をするシステムをつくっておりますが、平成16年度に市内の私学の幼稚園の方からも情報をいただけないかというご相談がございまして、現在、その代表の幼稚園の方に同じように、内容的にはちょっと精査しておりますが、地域の幼稚園に対して流すべき情報については、代表の園1園に送らせていただいて、私立の幼稚園にもその情報が流れるシステムをつくっておられるというふうに聞いておるところでございます。

続きまして、適正配置に伴う児童支援

プログラムの事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

この内容につきましては、三宅小学校、柳田小学校、そして味舌小学校、味舌東小学校の統廃合の子どもたちの不安感を解消し、統合への期待感を高めて円滑な学校生活への移行を支援するために取り組む内容でございます。

特に、その大きな中身といたしまして、財団法人大阪府青少年活動財団という森ノ宮にあります野外活動センター等の運営の中心になっておられる財団に委託をさせていただいて、プログラムの実施運営の内容を教育委員会、学校と一緒にやっていくことが大きな事業内容でございます。

その内容は、青少年財団が人間関係を子どもたち向けに作成をしたハートプログラム、子ども向けということでジュニア・ハートプログラムという内容をつくって、この内容は府の財団の方に学生のボランティアの方もたくさんいらっしゃいますので、その方たちに2つの学校の校外学習などの学校行事を利用して、年間にわたって先ほど申しましたジュニア・ハートプログラムを実施して取り組んでいくという内容が一つの大きな中身でございます。

それと、もう一つはこの子どもたちの円滑な移行を進めるに当たって、教職員がどのような姿勢で臨むかということも非常に重要ですので、教職員対象の研修会も実施をします。

補正予算で組んでいただいた内容で、2月に4校で研修を実施しましたが、引き続きこの2年間の中で必要に応じて教職員対象の研修会を実施させていただきます。

それから、3点目に、この児童対象のさまざまな取り組みに保護者も含めて対

象とした内容を現在考えております。それは、先ほど申しましたような2つの学校が取り組みます学校行事等を利用する際に、見学に来てもらう。また、その後に懇談会等の実施をするというようなことも含めて、保護者に対してもこの取り組みの中で安心して統廃合が実施できるように、この支援プログラムの中に組んでいくということでございます。

現在、研修を終えて4校の校長先生の方には、来年度実施する学校行事の中身を現在聞いておりまして、その中で組めるもの、していくものを調整しながら進めていくという段階にきております。

○石橋委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 それでは、生涯学習課に関するご質問につきまして、順次答弁申し上げます。

まず、こどもフェスティバルに係る安全対策についてでございますが、この事業につきましては、子どもたちの健やかな成長や親と子の触れ合いを深める目的での事業でありまして、ことしも約25の団体の実行委員会を組織しまして、5月14日、日曜日に開催するものでございます。

ご提案の福祉会館の閉館に伴うバリケード等の安全対策につきましては、従来の福祉会館前の中庭の利用には工夫をして開催のスペースなりを実行委員会で決めていきたいと思っておりますのでございます。

また、誘導とか自転車の性能に係る分で、常時、誘導係といえますか、そういう形で配置、会場内、河川敷を含めて配置してるわけですが、ことしにつきましては中庭も重点的に、またボランティアの誘導員プラス、これは通年、交通整理が主な委託なんですけども、警備も警備会社に委託、8名を予定しております。

そのような形の中で、安全対策については十分、配慮していきたいというように考えております。

それと、地域子ども教室、いわゆるわくわく広場につきまして、今年度は4校を加えて12小学校、全小学校区で実施するよう設置の準備をしております。

この事業の事業費に対する予算がゼロでございますが、ご指摘のとおり、文部科学省の委託事業でございまして、文部科学省は各都道府県の方に委託を行います。大阪府では、大阪府子どもの居場所づくり運営協議会というところに委託をされます。

私ども摂津市につきましては、その大阪府の協議会から摂津市子ども居場所づくり実行委員会という組織をつくっておりますので、そこに採択を受けております。それゆえに一般会計ではゼロになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、音楽祭につきまして、やはりかねてからご指摘のとおり、費用対効果につきましては、摂津市にどれだけこの事業費の還元ができるかにつきまして、真摯に受けとめております。

そこで、昨年から森内委員のご指摘のとおり、音楽文化の原点に戻った形で、一つは市役所の1階ロビーでのロビーコンサート、また音楽祭の本選出場者のボランティアによる小学校でのミニコンサートを実施しました。

昨年から、ことしにかけて4つの小学校でクラシック音楽のコンサートを行って、子どもたちに音楽文化の感性を肌で身近に感じてもらうという企画をいたしましたところ、延べ493人の子どもたちが熱心にそのコンサートを聴いてくれました。

18年度につきましても、この実施校

を拡大して、子どもたちに生のクラシック音楽を聴かせることによって、音楽文化についての関心をより深めていただきたいということで、これは音楽祭に直接反映されるような事業ではないかもわかりませんが、長い目で見て摂津市の音楽文化の振興に必ずや寄与できる事業だと思って、今後も継続していきたいというふうに思っております。

それと、文化財の調査関係の中で、私ども市民啓発用に文化財に関する刊行物を定期的に出しております。

一つは、ご指摘のとおり毎月1日に発行しております「郷土摂津いにしえ通信」、この一面には特集のコーナー、2面では郷土史、考古学、文化財の情報などのコーナーを掲載して、この3月1日の発行で平成10年5月創刊以来95号目を発行したところでございます。

それ以外に、冊子といたしまして、平成5年に「摂津市の民具と暮らし」。これは、摂津市域の民具と暮らしを調査した記録の冊子でございます。内容は、農業が機械化される以前の暮らしを中心にテーマとしてまとめておるものでございます。

それと、平成10年には摂津市域、昔の暮らしということで、摂津市内で暮らしておられた60歳から80歳代の延べ53人の方々から聞き取り調査をさせていただいた記録を残しております。

それと、平成10年には「摂津市域の歴史と昔の暮らし」という冊子を発行しております。これは、縄文時代から近代までの摂津市の歴史や昔の生活を写真とか図版を用いての冊子を作成いたしました。

それと、最近では平成16年に「摂津歴史スポット」という形で、摂津市内の文化財の紹介のポイント約116カ所の

写真を交えての冊子でございます。

この冊子刊行物につきましては、いずれもパソコンで見れるような形で、市役所のホームページの生涯学習課のサイトからアクセスしていただいて、ダウンロードできるようにしておりますので、また機会がありましたらご利用ください。

また、現物につきましては、生涯学習課の方に申しただけければ、在庫がある限りお渡しできるというように思っております。

それと、文化財の台帳整備でございますが、文化財の台帳整備といたしましては、平成14年に農具・民具の収蔵の状況調査をしております。それは番号登録をしたり、デジタルでの画像の取り込み等をパソコンで管理できるようなシステムをつくっております。

それと、平成15年度では、先ほど申し上げました文化財マップの作成によつての資料の整理をいたしたところでございます。

16年度につきましては、大阪府からの移管手続が終わった関係で、明和池遺跡の出土遺物の整理を行っております。それもその資料はパソコンで台帳管理をしておるところでございます。

平成17年度につきましては、今も進行中ではございますが、古文書を主に、整理に着手しております。この古文書につきましては、きのうのご質問等でもございましたが、市民図書館で保管されてる古文書類の劣化を防ぐために必要な措置をして、その過程の中で台帳の作成も同時に進行してるのが現状でございます。

それと、こども110番の家に関しまして、緊急時のマニュアルの配布は、当初お願いしたときに、それぞれ協力家庭、事業所にお渡ししてるわけですが、それと校区によりましては機会あるごと

にPRもしていただいているところがございます。

平成18年度では、新しく統一プレートを作成させてもらった折に、新たにまたマニュアルを再度お渡しして、注意なり、協力の要望を再認識していただくよう予定をしております。

110番の家で、もし留守のときの対応につきましては、やはりこれは非常に難しい問題でございますが、極力今後の私どもの考えとしましては、110番の家の協力の家庭並びに事業所の中で、やはりすぐに入れるような店舗の形態、例えばコンビニとかクリーニング屋さんとか、ガソリンスタンド等々ございますが、その辺はやはり重点的に各校区ごとに洗い直して協力を呼びかけていきたいというふうに、今現在思っているところがございます。

それと、子どもの安全見まもり隊につきまして、確かに一番、一日のうち危険な時間帯は、子どもたちの下校時だというふうに思っております。

そこで、今年の6月から子どもの安全隊を設置するよう、各地元自治会とかPTAを中心にして、自治会なり、老人クラブなり、いろいろ地域の関係の団体にご協力をお願いしてきてまいりました。

今現在、セーフティパトロール隊が7校区の1つの自治会で設置されてるわけですが、地域防犯の観点からも、やはり今後ともセーフティパトロール隊と連携を取りながら地域防犯の一環として、特に下校時の子どもの安全についてはご協力をお願いするよう、継続して依頼をしていきたいというふうに思っているところです。

○石橋委員長 田橋学務課長。

○田橋学務課長 それでは、通学区域の審議会についてのご質問にお答えさせて

いただきます。

この運営については、校区変更自治会長とか、校区のPTA会長にお願いすることになります。

この審議会の中では、統廃合後の通学区域によって、まず地区体育祭とか地域活性化事業、地域防犯の取り組みとか市民の行政参画による、いろいろな事業があります。

この中で、やはりその会にお願いしに行くときに地域として意見が十分に言える方をとということで、会にお願いしに行くときに、そのことの趣旨を十分に伝えた上で適任者の推薦者を出してもらえるようお願いしに行くということで考えております。

○石橋委員長 奥田生涯学習部長。

○奥田生涯学習部長 体育振興費に係る報償金の件でございますが、これはまず、これまでもトレーニング教室の初級講座というのは多く実施してきたわけですが、17年度は中級をやるべく募集したところなんです、数、要員が集まらないということで、中止になったということによるものと。

それから、摂津市からの三島地区の総合体育大会や大阪府の総合体育大会への代表選手の派遣報償金というのが、これ1人700円ですが、ございまして、これの減によるものでございます。

また、スポーツ講習会参加助成補助金の減につきましては、体育指導員やスポーツ少年団の指導員等が研修等を実施すべく予定をいたしておったところなんです、研修が平日開催や、また遠方での開催、東京での開催とか、多かったために未実施となったものでございます。

○石橋委員長 田川生涯学習課参事。

○田川生涯学習課参事 車いすに乗っての新鳥飼公民館、あるいは鳥飼体育館の

利用が非常に、道路上で車いすの乗り降りを行わなければならないということで、危険であるというご指摘。車いすを組み立てるスペースを設けられないのかというご質問でございますけれども、新鳥飼公民館、鳥飼体育館につきましては、多数集まる催しについては、自転車置き場についても不足するようなことがあるというようなことを聞いておまして、今後、自転車置き場のスペースも含めて、そういう車いすでの乗り降りができる場所を確保できるものかどうか、新鳥飼公民館の館長以下、嘱託員等とも協議して、どうすべきか今後、検討してまいりたいと思っております。

○石橋委員長 石田教育総務部参事。

○石田教育総務部参事 それでは、研究所の施設維持管理事業費について、ご説明をいたします。

光熱水費ですが、これは電気代104万円、水道代が7万円、ガス代が2万円となっております。

修繕料ですけれども、これはエアコンの修理費です。

あと、通信が8万4,000円。警備委託料は、11万8,000円。テレビの受信料が2万6,000円という、こういう内訳になっております。

それと、2つ目ですけれども、摂津市の教育研究会の内訳なんですけれども、事務費として12万円。その内訳として、消耗品費が5,000円。通信費が1万5,000円。印刷製本費が10万円。会議費として2,000円、これは会場の借上料になっております。

本部行事費が52万8,000円で、これは連合水泳大会、全校の音楽会と図工展です。

それと、各部の研究費が61万円。研究負担費が5万円。広域活動費、これは

府とか地区とかの研究会の負担金で66万7,300円。管外視察費として10万8,000円というふうになっております。

この各部研究費というのは、小学校の方は17部会ある中で、それぞれに部によつての予算は違っておりますけれども、小学校の方では49万円、中学校の方では12万円というふうに、分けてやっております。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 ご丁寧にお答えをいただきまして、もう一度、順を追ってお尋ねをしたいと思っております。

先ほど、こどもフェスティバルの件ですけれども、これは25団体があるということですが、この中で懸念いたしますのは、福社会館の第2、第3会議室の下の空間ですね。この辺の通行というのは、非常に危険であるというか、そこにバリケードをしながら通行するのかが、今、論議されておるんですけど、地震というのは直下型で、ドスンと倒れるだけじゃないんで、軽度の地震でも窓ガラス等が割れてというような危険性もございますので、その辺のところの安全対策をきちんとやっていただけたらなと思っております。

体育館自身も非常に危険なところでございますので、ご存じのとおり、この間も代表質問で言いましたけれども、阪神・淡路大震災のときに、もし中に避難されておって、余震でも上の防球フェンスなどが落ちてくれば、危険であるということで、もう一度、再点検をしていただきたいと思います。

それから、地域の子ども教室推進事業、子どもの居場所づくりのわくわく広場なんですけれども、文部科学省の委託事業と

ということなんですけども、摂津市子どもの居場所づくり実行委員会には、どれぐらいの予算があって、どれぐらいの規模でというのは、これは各校区というか、小学校区によって、いろいろな格差があると思うんですけども、その辺のところの内容をちょっとお聞かせいただけたらなと思います。

それと、摂津音楽祭ですけれどもリトルカメラリアということで、私もこれには、なぜ興味があるかと言いますと、内容は素晴らしいんですよ。ですけども、摂津市民のためにほんとになってるか。これだけの予算を使って、どれだけの人にこの内容を知らせてるかと言いますと、果たして費用対効果ということになってくると、やはり先ほど言われましたように、原点に戻って小中学校でミニコンサートをやる方が、私は小学生、中学生の音楽意識を高めるには、やっぱりリトルカメラリア、音楽祭を移行してでもやるぐらいの気持ちで、例えば予算の半分は、また原点に立ち返ったイベントにしようというようなことも考えていかないと、年々といっっては何ですけども、例えば審査員の先生が、これ、レベルが下がるというと失礼かもしれませんが、変わると来るメンバーも変わるというようなこともございますので、その辺のところ、これは実態がないんで、私の推測ですけども、そういうふうな感もございますので、今まで過去ずっとやってきましたけども、摂津出身の方で本選に出られたというのは数人です。十数人ですか、そんなにはおられないですね。

そういうことを考えると、摂津の音楽教育のためになるのかということになると、もう一度、再検討する必要があるんじゃないかなと思いますので、その辺のところ、お聞かせいただけたらなと思

ます。クラシックコンサートとかいうことで493人というような成果を上げられておりますので、その辺も含めて、また違った角度で音楽の意識高揚というものを図っていただければなと思います。

それと、文化財調査研究事業の中で、刊行物として、私もいにしえ通信というのは興味があって見るんですけども、何年かいたしますと色が変わって、ざら紙みたいなもんですから保存に耐えないというところですね。

何年かに一度は、ずっと今までやってきたものをまとめた冊子を出していただいておりますけど、そういう意味では、もう少し予算をつけてでも残るような、資料として残せるようなものを一度発行していただけたらなと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

ホームページがあるというのも、生涯学習のところに、こういうのがあるというのも、やっぱり広報等で一遍お知らせ版でもいいですから、PRしていただけたらなと思いますので、その点もよろしくお願ひしておきます。

それから、本来なれば私も郷土資料として農具、民具ということで、私のところにある分をどうですかと言ったら、置く場所がないという。ですから、今度、小学校が統廃合されて、もしも三宅小学校、味舌小学校の校舎が展示場にできればということで、資料博物館的なものも考えなければならぬんじゃないかなと思うんですけど、その点のお考えも、将来的な展望もお聞かせいただけたらなと思います。

それから、幼稚園の格差ということなんですけれども、金銭的格差をなくすというのは、これは非常にいいことなんですけれども、先ほどの大路さんがおっしゃいましたけれども、私立の幼稚園は府の

私学課ということなんですけれども、やはり摂津の教育の中で把握しておかなければならないと思うんですよ、実態というのは。これは、ちょっとおかしいかと、その点、市内の公立の3園だけでいいのかと。

なぜかと言いますと、就学前の教育によって、今度、小学校へ就学したときに、例えば私立、公立幼稚園から来られた生徒さんと、やはり教育課程の中で差があるというのは聞いたんですよ。

ですから、教えてる分と教えてない分とあるということ、これはおかしな話ですよ。教育は、全部平等に受けるべきなんですよ、これは。そういう権利なんです。それからいくと、どここの幼稚園の出身、あそこの幼稚園でしたら、これはわかるでしょう。公立のどここの、あっ、あそこはこういうことは教えてないから1年生のときに初めて教えてもらう、それはわかってるというような差があるのかなのか、一度聞かせていただけたらなと思います。

小学校の統廃合の施設の件ですけど、安全面で、これはよろしく願いしておきたい。

それと、一番懸念いたしますのは、三宅小学校にしても、味舌小学校にしても、施設開放事業でございますね。これで体育館とグラウンドを使用して、文化活動も含め、体育活動をやっておられますけれども、この団体、かなりあるんですよ。この団体をどこへ収容するかですよ。

例えば、三宅、柳田ですね。三宅でやっておられる方、柳田へ全部行ってくださいよ。味舌東小学校、そちらの方で味舌小学校の方は、そちらへ行ってください。そんなもん、体育館、毎日何団体使ってるんですか。そういうことになってくると、やはり既存の、今の学校の施設を使

うというの必要かと思うんです。

学校は、廃校ということで、生徒はいないけれども施設として文化、体育施設として残していかなければならない必要性があるんですよ。その点のところ、どうのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

それから、安全対策事業ですけども、青パトは、よくわかりました。これは、人的なもの、いろいろあると思いますけど、公私間格差というのは、あそこの幼稚園は私立ですから向こうに任せときましようというんじゃないしに、やっぱり全体的な見回り等も必要じゃないかなと思います。

新聞で、どこかちょっと忘れちゃったけども、消防自動車は市内巡視やっていますね。それが、教育機関、例えば小学校の校門のところに立ち寄って安全を確かめるというようなこともございますけど、これは消防法のいろいろ規制もあるでしょうけど、やっぱり市内巡視の場合、気をつけていただくということで、消防の方にもお願いするというぐらいの気持ちで、市内の安全というものは保っていかなければならないんじゃないかなと思います。

それから、先ほど支援プログラム、統廃合による支援プログラムで、青少年活動財団とか言われておりますけれども、ジュニア・ハートプログラムとか言われますけれども、根本がないんです。というのは、摂津市の教育委員会が、どうい対応をするかですよ、プログラム。

例えば、低学年に対して、どういうプログラムをするのか、高学年に対して統合に向かって、どういうふうなカリキュラム、プログラムを組んで、統合に向けて、ハート面、ソフト面をどういうふうにしていくかというのが一番大事なんじゃないでしょうか、その辺のところ、ど

うもお話を聞いてると欠けてるように、そういうプログラムがある。財団があるから、そちらの言うとおりにやる。

摂津の状況を知ってるのは、摂津市のこの教育委員会だけじゃないんですか。こちらが例えば財団に教えてあげて、摂津がこういう状況ですから、こういうふうな形でプログラム組んでくださいというのが当然なんですよ。

向こうから受け継いで、受け売りじゃないですけども、こうしなさいよと、その地域に合うかどうかですよ。その辺のところ、もう一度、お聞かせいただけたらなと思います。

それから、公民館の施設改修事業ということで、6館、安全対策も含めてお願いしたいと思います。

特に、教育委員会の目が届かない夜間の使用時間、この辺の状況がどうなるかというのも一度、把握しておいていただけたらなと思います。

こども110番の家ですけども、これは非常に難しいと思います。お願いされた方も、する方も、責任が重いということで、「私、パートに行って4時ごろしか帰ってきませんねん、そやけどPTAの役が当たってますんで110番の家ということで、やってますねん」とかいうようなところも、なきにしもあらずですから、先ほど木下課長が言われましたけれども、やはり24時間あいてるコンビニ等、そういうところ、例えばガソリンスタンドとかいうのは、これは救急のときに搬送をお願いするという、救急車の消防との連携とかいうのもございましたんで、そういう意味では民間の企業にお願いをして対応していただくというのも一つの大きな方策だと思いますんで、その辺は今後進めていただけたらなと思いますんで、それから民間のPTAの役員

さんだけではなしに、やはり協力体制を持っていただける方に十分なお理解を得ていただいて、対応できるようにお願いをしておきます。

それと、子ども安全見まもり隊なんですけれども、これも非常に聞こえはいいんですけども、別につくる言うたら大変なことです。責任があつて、見守りのその時間に、だれが行くかとなってくると、そら、毎日行くというわけにはいきませんので、セーフティパトロールの活用というのは、これも必要でしょうけども、全校区で、まだセーフティパトロール隊も立ち上がっておりませんので、今後、充実した対応をしていただけたらなと思います。

それから、通学校区の審議会ですね。これ、一言に言っても、非常に難しいと思うんです。20名で編成するという事なんですけど、例えばある校区の中で自治会の方、全員役員が全部反対してる所なんか、どないして出すんですか、これ。それまでに、やはりこういう形で統廃合を進めますよという地元の説明をしながらこういうふうに進めていかないと、4月、5月、8月に答申というのは、これはなかなか、そう簡単にいかないと思いますよ。その辺のところですね。

反対されておられる自治会の中で、役員さんが出てこられるのか。その中で、「私そんなんかないませんわ、皆さんが反対されておるのに私がそんな統廃合」って、統廃合前提の、これ、校区の審議会ですからね。その辺のところをどういうふうに進めるかという、その順序を一遍、お聞かせいただけたらなと思います。

それから、わからないのは、教育研究所の、ご丁寧に答えていただいたのはありがたいんですけども、光熱水費なんですけど単純なことを聞きます。

8時45分、5時15分までが一応、就業時間なんですけども、教育研究所は何時ぐらいまで、いつもおられるのか。

それと、僕も教育研究所、ちょっと別なところであって、別な組織のように感じるんですけども、本来の教育研究所は何してるのかなという単純なことを聞きます。

僕も聞いたら、僕らが教えてもらった担任の先生がおられたころもありましたんで、何人おられて、平均年齢どれくらいかというのを一遍聞かせていただきたいなと思います。

それから、教育研究所の大きな役目というのは、私、今この幼稚園、それから保育所、小学校も含めて犯罪が多発してるんです。例えば、塾の講師が犯罪に及んだというようなことですけれども、これはほんとに失礼かもわかりません。私も人間ですので、どんな感情を持つかわかりませんが、教職員の先生方の心のケアというのは、教育研究所でどうようにされておられるのか。

例えば、学級崩壊というようなことで、摂津の中で授業にならないというようなクラスがあるのかなのか。そういう先生の心のケア。

それから、大阪府教委でも問題になりましたけども、指導力の足りない先生を再教育するとかいうことがありましたけど、その辺のところの実態について、教育研究所として、どうように把握されておられるのか、対応されておられるのか、一度、お聞かせいただければなと思います。

以上でございます。

○石橋委員長 馬場教育総務部次長。

○馬場教育総務部次長 跡地利用につきまして、今現在、使用してるそういった利便性をどうするんだということだと思

うんですけども、先ほど私が申し上げましたように、実は統廃合の条例が通りましたので、昨年12月26日に統廃合に伴う庁内説明会ということで関係各課に集まいただきました。

その中で、もちろん統廃合は、どういうふうにされるかという説明はしたんですが、それ以外に私どもは、それを説明会を設けましたのは、地元で、説明会での地元要望について全庁的に知っていただきたいということがございまして、その中で私どもが地元で要望を受けてることにつきまして、まず校区の確定の問題、それと自治会分断の問題、それと通学路の安全の問題、学童保育の問題、それと施設整備の問題、学校での生活の問題、それと跡地利用ということで、先ほどおっしゃっていただいたことも含めまして、今後こういった課題がありますということを伝えておきました。

また、地域コミュニティの問題ということで、それぞれの地域活動で使ってる学校についても、どうするのかという問題がありますということで、関係各課に地元の要望という、声という形で私ども、そこで一応、各課にこういうことを周知させていただきます。

統合は一応決まりますが、この2年間で必要な時期に、今言ったことについて関係各課で協議していくという形になっていくと思いますので、今、おっしゃっていただいたことも含まれるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○石橋委員長 大府教育総務部参事。

○大府教育総務部参事 それでは、森内委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

私学の幼稚園の内容について、把握ができていないのではないかということについてでございますが、私どもの課とい

たしましては、特に幼・小の交流ということは非常に重要な課題だと思っております。

これは、公立幼稚園だけではなくて、私学の幼稚園、保育所を含めて入学を迎えるに当たって、学校は事前交流という形で、すべてということではございませんが、連絡の取れるところを含めて、私学の幼稚園の方にも児童の方が小学校を訪問したり、また小学校の1年生が幼稚園の訪問をするというような事業も現場では取り組んでおるところでございますので、その園全体のカリキュラムについては、これはまた私どもの課としても努力をさせていただきまして情報把握に努めたいと思っておりますが、現実の問題としましては、小学校入学前の、この幼・小、保・小との連携ということとは非常に重要な課題として認識をしており、各学校ともその努力をいたしておるところですので、ご理解をお願いしたいと思っております。

続きまして、2点目に児童支援プログラムについて、大阪府青少年活動財団にすべてを任すというような形で、ちょっと私のお話があって大変申しわけなかったんですが、これは先ほども申しましたように、一つはこの取り組む前の前段として教職員の研修が非常に重要でございます。

2月にも実施しました内容は、やはり各校の実態、子どもたちの実態に合った計画、展開が重要ですので、その点にポイントを置いた研修ということで、学校、それから教育委員会、青少年活動財団のスタッフの方とも協議をして、ここからつくっていくということでございますので、決してすべてをこの青少年活動財団にお願いするということではなく、4校それぞれの学校の子どもの状況に合わせ

た内容として、どうつくっていくかということが私どもの近々の、これからの課題ということで認識しておりますので、よろしく申し上げます。

○石橋委員長 羽原教育総務部長。

○羽原教育総務部長 校区審議会の件でございます。統合の条例案は、既にご承認いただいたわけですが、それぞれ地元で、さまざまなお考え、お気持ちがあるということは、これは私ども認識しておるところでございます。

今後、どういうふうに対応するかということではありますが、教育委員会としての取り組みの進め方、考え方、これは改めてそれぞれのお考えの方々にもご説明をし、ご了解をいただく努力は継続的に続けさせていただく必要があるかというふうに思っております。

今回の校区審議会、通学区域審議会で基本的に私どもが考えておりますのは、適正配置審議会の答申で出ております具体的には三宅小学校のJRよりも以北の地域をどうするんだと。

それと、味舌小学校の阪急より以北の部分はどうするんだという適正審議会答申の中に盛り込まれた内容を基本として諮問をお願いしたいなと思っております、そこを従来どおり、三宅の校区として柳田小学校の方に通学をすることになるのか。

味舌であれば、味舌小学校として味舌東の方に通学をすることになるのか。それとも、適正配置審議会答申に書き込まれておりますように、それぞれ千里丘小学校なり、摂津小学校の方に見直しをするのか。

もしくは、全く違う考え方があり得るのか、その辺について、ことしの校区審議会ではご議論願いたいというふうに思っておりますので、昨日もお話しており

ましたように、やはり地元にお住まいの方々であるとか、その保護者の方々であるとか、そういうご意向も十分に尊重しながら、今後進めていく必要があると思いますので、地元の方、保護者の方、これからきちんとお話をし、ご了解をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○石橋委員長 大路教育総務部参事。

○大路教育総務部参事 それでは、研究所の方にもご質問がございましたけれども、私どももこの研究所との連携ということで、重要な施設でございますので、私の方からも、まずちょっとご答弁させていただきますかと思っております。

摂津市の教育研究所は、現在、一つは教育相談事業という形で、きのうの委員会でもちょっと述べさせてもらいましたけれども、不登校の問題、また進学等の問題等について、児童・生徒だけではなく、保護者に対する相談業務ということについて、一つの大きな柱として現在も取り組んでおるところでございます。

そして、もう一つの大きな柱が適応指導教室、パルという形で不登校の児童・生徒が直接、学校に登校できない場合に、その一つの場所としてパルの指導教室の方に通学をする児童・生徒たちもおるということでございます。

不登校の対策におきましては、このパルの事業、そして研究所にはスーパーバイザーという大学の先生、それからカウンセラーとして5名、配置をいただいておりますので、こことも有機的な連携を取りながら、昨日答えさせていただきましたように、効果を発揮しているところでございます。

そして、3つ目は研修事業でございます。研究所の方の研修事業は、現在はコンピューター関係の研修を主とすると

もに、府の研修の窓口として、市全体の各学校への研修への目配りをしていただいているということで取り組みをしております。

平均年齢等については、また室長の方からお答えいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○石橋委員長 前馬学校教育課参事。

○前馬学校教育課参事 先ほど、指導力不足教員の実態把握等、研究所がしておるのかというご質問がございましたので、これにつきましては、学校教育課、教育研究所が連携して取り組みを行っておりますので、学校教育課の方からご答弁申し上げます。

もちろん、教育研究所が指導力不足教員等の指導の場ともなっているんですが、私ども学校教育課の方で学校からの報告を受け、その実態把握に努めておるところでございます。

指導力不足教員、授業がうまくいかないような状況に陥ってる場合、そのような指導力不足教員ということでございますが、さまざまな原因がありまして、長年の勤務の中で新しい課題に対応できない。子どもの変化に対応できない。このようなことが原因で指導力不足に陥ってる場合もございます。そのような場合に、どのような指導方法を模索すればよいのか、授業を見た上で指導主事等が指導に当たっている、そういう現状でございます。

ただ、心の問題もございまして、対応できないときにストレス等たまりまして、悪循環で指導ができないということもございますので、この点につきましては、教育研究所のカウンセラー等が相談に当たる、あるいは指導方法等についての悩みを我々、学校教育課の担当の者が相談に当たるというようなことで、指導の改

善に努めてるところでございます。

なお、学級がうまく機能しない状況等、研究所が把握してるのかということも、さきに質問がございましたが、これにつきましては、現在のところ、学級がうまく機能しない状況、よく学級崩壊というような言い方で言われるんですけども、この状況についての報告はございません。

ただ、そういった状態に陥りそうな場合に、いち早く学校からの報告を受けまして、その実態を把握するとともに、相談活動等も研究所と連携しながら行っているところでございます。

○石橋委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 地域子ども教室の推進事業の予算の内容でございますが、平成17年度の受託金額につきましては、695万5,000円余りでございます。

その内容といたしましては、指導員、延べ114人いらっしゃいますが、その方たちへの謝金と、主なものにつきましては消耗品並びに教材費、保険料等でございます。

平成17年度は、8小学校で開催しておりますので、1校当たり、平均いたしますと78万7,000円という数字になろうかと思っております。

それと、音楽祭の開催につきましても、ご指摘のとおり、この音楽祭、20回を経過しておりますけれども、従来どおり開催するものではなく、見直すべきは見直して、少しでも市民の方たちに還元できるような方法を今後、検討してまいりたいと思っております。

それと、文化財の保存の関係で、確かに農具・民具の資料がかなりたくさん、今、収集保管をしておりますが、ご提案のとおり、統廃合後の学校施設の利用につきましては、今後の利用計画に、生涯学習課の方から保管、展示の方向で提案

をしていき、もし実現となると、かねてからの構想である郷土資料館に変わるべき利用の仕方も考えられるということで、大いに期待しているところでございます。

○石橋委員長 石田教育総務部参事。

○石田教育総務部参事 教育研究所の職員数について、お答えいたします。

府の職員が1名、市の職員が2名、臨床心理士でありますカウンセラーが1名、教育指導嘱託員が5名、それから臨時が1名というふうになっております。

その中で教育指導嘱託員の方は、退職後にいらっしゃってます。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 全部、要望にいたします。

地域子どもの教室ということで、わくわく広場ですけれども、これは現在8校ということですので、小学校12校できるように、府の委託事業と、この指導員114名の方がおられるんですけど、この方々がもう少しふえていただいて、12校でできるということで、校区の格差がないというふうなことで、もう少し努力をしていただけたらなとお願いをしておきます。

それから音楽祭、もう、ずっと言っておりますけれども、ほんとに改めるべきは改めるということで、いい方に検討していただけたらなと思っておりますので、これもお願いしておきます。

それから、文化財の調査事業で、郷土資料館というようなことをおっしゃっていただきましたので、これはありがたいことですが、なかなか実現しにくいとは思いますが、できましたら今度、名前がなくなりますけれども、味舌小学校、また三宅小学校の空き教室で地域子どもたち、それから地域の方々を利用して、郷土資料館だけでなしに、コミュニティ施設というものも一度考え

ていただけたらなと思いますので、よろしく願いしておきます。

それから、幼稚園の公私間格差ですけれども、これもやはり、先ほどできるだけ内容の把握に努めるということでございますので、できるだけ私は公立がいい、私学がいいというような、余り声を聞かないような、充実した教育で公私間格差のない教育もお願いしておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それから、統廃合の事業、施設の問題ですけれども、本当に今、体育館を使っておられる、それからスポーツ施設でグラウンドを使ってやっておられる団体というのは、行き場所がないんですね。青少年広場、それからスポーツ広場、それからその辺のところも土曜・日曜なんか、空く場所がない、どこでやったらいいんだと。

ですから、摂津のスポーツ、文化の振興に当たっては、やはり統廃合の後も跡地利用が決まるまでは、その方々に使えるような方策も考えなければならぬかと思えます。それには、ランニングコストも要るでしょうし、大変でしょうけども、最低限の管理で使えるということで、そういう利用もできないかなと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

幼稚園での安全パトロールですけれども、これも青パトの運行がきちんと、あそこへ行って、ここへ来ないとかいうようなことのないようお願いしておきます。

それと、適正配置の支援プログラムですけれども、先ほどもちょっと漏れたんですけれども、やはり高学年と低学年との差がありますので、その辺のところ。

それから、保護者に対するプログラムも考えていかなければならないんじゃないかなと思えます。説明だけするんじ

なしに、やっぱり保護者が理解して、子どもに教えて、やはりこういう形で統合していくんですよ。

特に、校区審議会の中でみんなと同じ学校へ行けない方、先ほども言いましたけれども千里丘東5丁目、庄屋地域の方、千里丘1丁目の方が、そんな何十人と行くんじなしに何名となった場合は、例えば千里丘小学校に行くのに、私らだけ別なところに行って、何か転校していくような感じがないように、ひとつ心のケアもしていかなければならないと思えますので、よろしく願いしておきます。

ほかにもありますけど、教育研究所、なぜ私、教育研究所ばかりいじめてるんじゃないんですよ。はっきり、わからないんです。これは、毎月もらってます。活動していただいているのはわかるんですけども、実際、市民の方が「あそこは何をやっているんですか」と、我々、小さいころから、村役場の時代から知ってるんですけども、外で僕の恩師がたばこ吸いながら、「先生、何やっているんですか」と聞かれないというのが、これ、情けない話ですけども、やはり教育研究所というのは、こういうことをやっているというのは、もっと市民あてにアピールしていただいて、パルの事業だけじゃなしに、やはり教育全般の相談役でなかったらいかんと思えます。

だから、開かれた教育研究所というものの、もう少し門戸を開いていただけたらなと思えます。

特に、これからはITの時代ですから、若い方もおられると思えますけれども、その辺のところ、小さい子どもさんに対応できるような教育研究所であってほしいなと思えます。

そういうことで、私の質問を終わりたいと思えます。よろしく願いいたします

す。ありがとうございました。

○石橋委員長 暫時休憩します。

(午後2時58分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○石橋委員長 再開いたします。

質疑を受けます。

渡辺委員。

○渡辺委員 それでは、質問したいと思  
います。

時間もそんなにないんで、質問も簡略  
し、またご答弁もできるだけ確にお願  
いしたいと思えます。あんまり、要らん  
ことは要りませんので、お願いします。

それでは、まず初めに、これも私の質  
問は決算・予算、決算・予算と、決算で  
昨年要望しておったことが、どのように  
予算に反映されるかということで、いろ  
いろそういう面でもお聞きしたいと思  
いますんで、その点、よろしくお願  
いしたいと思います。

まず初めに概要を、これ全部概要にな  
るんですけど、105ページの教職員等  
相互共済福利厚生事業ですね。これ、決  
算のときにも質問させていただきました  
けど、芸術鑑賞とかいうような項目があ  
ったということで、それも必要かなと思  
ったけど、世間の状況から考えました  
ら、ちょっと再考を促したわけですが、  
それがどうなったのか、ちょっとお聞  
かせ願いたいというふうに思えます。

それから、これも107ページの教育  
相談事業、これも不登校の問題、対策で  
ですけど、これも2、3質問があったよ  
うですけど、その項目に夢や希望があると、  
夢、希望を持たせるといふふう  
に書いてありますけど、ちょっと具体性、  
具体的にどのような形になるのか、  
ちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、109ページ、学校体育振  
興事業で、部活の指導者の強化というこ

とで、大阪府でも先日、新聞に載って  
おりましたけど、非常に部活の指導者  
を強化していかなくてはならないとい  
うことを書いてありましたけど、そう  
いう点から、ちょっとお聞きしたい  
というふうに思えます。

それから、109ページ、これも質  
問があったと思えます。自学自習力  
育成ですけど、放課後の宿題等、  
そういう形のサポートをしていくとい  
うようなご答弁をいただいたん  
ですけど、ほかにどんな  
ようなサポートをされるのか、  
ちょっとお聞きしたいという  
ふうに思えます。

それから、同じく概要の110  
ページですけど、人権教育室  
ですけど、これも昨年の決算  
で質問させていただきました  
けど、人権問題、特に北の  
拉致に関して、どのように  
研修とか講習、また子ども  
たちに対して教えられるのか  
ということを決算で言った  
わけですが、そのことも  
ちょっとお聞きしたいとい  
うふうに思えます。

それから、昨日、川口委員  
からの質問のときに、同和  
の研修等の問題がありま  
したけど、その中で同和  
問題、改善されたこと  
もあるにしても、一部、  
まだそういう同和問題  
といふか、そういうのが  
残ってるということで  
ご答弁いただいたと思  
います。

この同和地区のない摂津市  
において、どのようなこと、  
そのような事例がある  
のか、そういうことも  
お聞かせ願いたいとい  
うふうに思えます。

それから、113ページ、小  
学校就学援助事業  
ですけど、これは私、  
代表質問で質問  
させていただきました  
けど、非常に就学  
援助に関して、  
特に準要保護の  
子どもたち  
に対して、給食費、  
それから修学  
旅行、  
そういう形の  
援助をされ  
るわけ  
ですけど、  
給食費等は  
それなりに  
わか

るんですけど、修学旅行に関して援助されておるといふことでございます。

直接、これは学校に対して払われているのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、民族学校の在籍する児童に対しても、補助をやっておられるというふうに聞きましたけど、民族学校の位置づけが私自身、あんまり勉強不足でわからないんです。

それに対して補助することに関して、法的な根拠というのは、どういうことか教えていただきたいというふうに思います。

それから、113ページ、小学校保健事業。全国市長会学校災害賠償補償保険料、以前にも保険のことでいろいろ質問させていただいたんですけど、非常にその点、その内容が私も、これ64万5,000円ですか、分担金を出しておられるんですけど、ちょっとそのことの説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、これもちょっと宿題になってましたけど、男女混合名簿ですね。その点、非常に昨今は男女共同参画社会、参画に関して見直されつつあるというふうにお聞きしましたし、基本法もちょっと、いろいろ改正もあったということで、まだ男女混合名簿、多分、来年度も続けられるというふうに思いますが、そうなった過程と、なぜ混合名簿が必要かということ、ちょっとお考えをお聞きしたいというふうに思います。

先ほどもちょっと質問があったように、給食調理員の民間委託、それから非常勤というか、不補充で職員を採用しないということ、それを非常勤職員というか、アルバイト職員にこれから移行していくというような形を、そのようなご答弁をされたんですけど、私、自分の持論は民

間委託がいいんじゃないかというふうに思うんです。これも前回、決算でも質問させていただきましたけど、民間委託されることを想定して、いろんなシミュレーションをされておるといふふうに思いますんで、一応これから、ずっと非常勤の職員で賄っていくのか、それとも民間委託にされるのか、ある一定の時期になったら判断をされなあかんというふうに思います。

だから、民間委託した場合に、どういふふうなメリット、デメリットがあるかということも当然考えておられるというふうに思いますんで、そのことについてお聞きしたいというふうに思います。

それから、子どもの安全安心都市、今回宣言されるわけですけど、これもちょっと代表質問で質問をさせていただきましたけど、非常に、今回、委員会で細かく聞きたいんですけど、長浜市であのような事件が起きたんですよ。あれは、私立の幼稚園というふうにお聞きしましたけど、あのときに本当に保護者という立場というのは、一番子どもたちを守らなくてはならない立場であって、そういう方があのような事件を起こすということで、これからは我々が考える以上のことが、これから事件としておきる可能性があるわけであって、そのことに関して、どのような議論をされたのかということ、代表質問のご答弁でもいただきましたけど、まだちょっと私も納得のいかない点がございましたんで、その点もちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、小学校の修学旅行に関して、昨年、これも決算で質問させていただきましたけど、また来年度も広島ということでございます。いろいろ保護者とか、それから子どもたちの意見を聞いて、それを反映して、また来年度も修学旅行先を決めてほしいというふうな要望をした

わけですけど、それに関して、どういふふうになったか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、小・中の連携ですね。昨今、小・中の一元化とか、いろいろ義務教育課程の一元化ということで、例えば私学の場合は、そういう形の一つの状況がよしとしてなりつつあるんです。極端に、高校までという形も取られておる学校もあるみたいですけど、非常に、小学校と中学校の連携がないのではないかというふうに、私は前に質問させていただきました。

これは、学習面でもそうですし、生活指導の面でもそういうふう感じられます。特に学習面は、小学校でやらなくてはならない課程を中学校に持ち越して、中学校の先生がもう一遍、小学校の課程を復習しなくてはならない。でも、あとは中学校の受験が控えとるわけであって、そのがけっ縁に追いやられながらも一生懸命、それをしていかななくてはならないような状況というふうにお聞きしましたんで、その点も踏まえて、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、社会教育のところで、これも概要の122ページ、摂津圏文化行政連絡協議会負担金、これもちょっと内容をお聞きしたいと思いますんで、よろしくをお願いします。

それから、122ページ、PTA協議会育成事業ですけど、これ、予算が8万円というふうに書いてありますけど、ちょっと私もずっと発言させていただいてますけど、子どもたちの安心・安全を目指すには、都市を目指すには、やっぱり一番、子どもたちと接するPTAとか、こども会の育成が必要ではないかというふうに発言させていただきましたけど、この8万円の予算では、ぎょうさんお金をかけ

たから、いいというわけではないんですけど、非常に活動の制限があるのではないかと思います。

まず、そういう一つのいろんな投げかけ、それから目標は必要かもしれませんけど、とりあえず予算立てをするということも必要だというふうに思いますんで、その件に関してちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

それから、125ページ、こども会育成事業ですけど、これも毎回毎回質問させていただいておりますけど、これ、61万9,000円ですか、そういう形の費用をかけていただいておりますけど、まさしく組織を強化・育成するには、それなりのもうちょっとお金をかけたというふうには私は思います。本当に、そういう点で、これも代表質問の中で質問させていただきましたけど、ちょっとお考えをお聞きしたいというふうに思います。

それから、134ページ、市民ニュースポーツのつどい事業ですけど、先ほどちょっと始まる前にもお話をさせていただいておりますけど、新しいスポーツをいろいろ研究して、また市民の皆さんにそれを親しんでもらうという形で、このような予算立てをされたというふうに思うんですけど、市民ハイキングの担当というか、体育指導員の方にちょっと、私、おしかりを受けたことがあるんです。

それは、どういうことかと言いましたら、摂津市でこの前、下水道の徴収を怠って、これは3,000万円ぐらいの予算を徴収できなかった。これは、非常に失態である。それやのに市民ハイキングの十数万円の予算を削られとるといのは、ほんとに我々としたら納得がいかないというふうな形で、そういう発言がありまして、これはそれぞれ民間でやられとるといふことでございますけど、ほんとに

予防医学じゃないんですけど、市民の健康とか、そういうものを考えますと、特にハイキングというのは楽しみながら、どのスポーツもそうやと思うんですけど、ほんとに年齢層の高い人でも楽しみながらできるレクリエーションというか、スポーツというか、そういうものでございますので、これをそういう十数万円の予算を削って市民に任せるといふより、もっともっと、これは奨励して、予算をつけて、それなりの市民の自発的な活動を援護していくということが必要だといふふうに思いますので、その点について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○石橋委員長 馬場教育総務部次長。

○馬場教育総務部次長 まず、厚生会補助金の部分について、お答え申し上げます。

委員ご指摘のように、今年の17年3月のこの委員会におきましても、厚生会補助金が現状に合わせてどうなんだという、見直しをとということのご質問をいただきまして、私の方で今日的な状況の中で、いろいろ適切にしていきたいというお答えをさせていただきました。

それを受けまして、厚生会の方は理事会評議会が独自にございますので、私、理事会の理事を兼務いたしておりますので、理事会の方へ出向きまして、今日の中まで今までもすれば、いわゆる給付的な補助、いわゆる問題になってましたのは映画鑑賞券でありますとか、図書券でありますとか、そういった金券補助に偏ってた、そういう点がありましたので、私どもやはりそれを実施事業に改めるべきではないでしょうかというお話をさせていただきまして、昨年5月20日の理事会評議会におきまして、厚生会の規則を一部見直しが決定されました。

今までちょっと、ややもすれば金券配付になっておりました映画鑑賞券でありますとか、図書券の配付については廃止をいたしました。

それにかわるものといまして、まず人間ドック補助をもう少し安くしようということで、人間ドック補助、もしくは各種研究会の参加補助のどちらかを助成しますということで、実際にされた分に対して助成をしようということに、まず1点、いたしました。

それと、図書券も廃止しましたと言いましたが、実質の教育教材関係の図書の購入について、その分については実質的な助成をいたしますということに改めました。

また、新規といまして、独自に講演会、研修会を催す場合につきまして、その実費の一部を補助すると、そういう形の規約改正をしていただきまして、現在それに基づきまして運営をさせていただいております。

それと、子どもの安全安心都市宣言に絡みまして、私、それにつきまして全般的にかかわっておりましたので、総括的にご説明申し上げます。

長浜の事件も非常に衝撃的な事件でございましたが、私どもこの問題につきましては、平成13年の池田小学校事件以来、学校の安全、そしてまた通学の安全、子育て環境の安全等々、どういつすべきかということで内部で議論いたしまして、まず子どもを取り巻く環境につきまして4つの安全対策が必要だという柱を立てました。

まず、その一つが子育て環境の安全対策でございます。これにつきましては、具体的に子育て支援ネットワークとか、虐待防止連絡会、いわゆるキャピセ、こういった活動の中で子育て環境を教育委

員会だけではなく、こども育成課、あるいは大阪府の吹田子ども家庭センター、また茨木保健所、民生児童委員、そういった方々と提携する中で子どもの子育て環境、若いお母さん方が何か悩むと、そういうことが遠因になり、いろいろなことも起こるということで、そういう子育て環境の安全対策が大事であろうと、まずそれを中心に据えております。

2番目といたしまして、教育委員会総務課が所管しております学校施設内での安全対策、これにつきましては具体的に受付員を配置するというので、実施をさせていただいております。

また今般、幼稚園におきましても受付員を配置するような制度改正をいたしました。

また、これにつきましても当然、教育委員会だけではなく、保育所を所管といたしますこども育成課とも連携しまして、こども育成課もしかるべき措置を今年度とっております。

それと、3番目が学校までに至る通学路の安全対策でございます。これにつきましては、やはり教育だけではできません、行政だけではなかなか難しいということで、保護者と地域と行政の協力関係の中で安全を高めようという取り組みをいたしております。

以前からは交通安全員ということで置いておりましたが、防犯ブザーの貸与、近年の連れ去り対策ということで「110番の家」「110番の車」「一声運動」、それと今現在立ち上げております「見まもり隊」、そういった部分について、今現在、結成をいたしております。

最後は、教育だけの問題でなくて、地域全体、摂津市全体の安全対策が必要であろうと。これにつきましては、教育委員会だけではなくて地域防犯に取り組ん

でいただきます地域の自治会の方々を所管する自治振興課であるとか、そういったところと連携を取りながら安全対策に取り組んでいきたいと、こういう4つの大きな柱を立てまして、それぞれ所管する課が対応をしていると、そういうことでございます。

長浜の問題につきましても、先ほど言いました子育て環境の問題でございますので、所管しております担当課の方から、またお答えしていただけるものと思っております。

○石橋委員長 大路教育総務部参事。

○大路教育総務部参事 それでは、学校教育課にかかわります質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目に、学校体育振興事業についてでございます。この事業につきましては、18年度予算についても引き続き、中学校の部活動に指導者を派遣するというので、各中学校に2名のそれぞれの専門の指導者を派遣させていただくという形で予算組みをさせていただいております。

2点目に、自学自習力育成サポート事業でございます。これにつきましては、児童の家庭学習が自力でやり遂げられる力を持つように、学習アドバイザーの助言のもとに学校の方に設置をしております相談室での学習指導や学習相談の取り組みを現在行っておりますのでございます。

さらに、この事業については、引き続き児童のつまずきの分析という形で、その分析をもとにした授業の改善や個に応じた学習のスタイル。一人一人の子どもに応じたスタイルが、どのようなものであるかということを経験の方、担任の方とも連携をしながら、さらに取り組みをしていきたいということと、そ

してもう1点は、家庭との連携ということで、保護者の相談会等の開催や家庭訪問等の実施についても取り組みができるかどうかについて、当該校と協議をし、家庭学習のプランづくりということで取り組みを進めたいというふうに考えておるところでございます。

3点目に、子どもたちの安全安心の取り組みの長浜事件の件でございますが、これにつきましては、本会議で教育長の方から答弁させていただいたように、その際、事件が発生する前の加害者、あるいは被害者の子どもたちの方からの予兆や信号、また保護者からの予兆、信号を受けとめる感受性ということについて言及させていただきましたが、学校教育課の方では、特にカウンセリングなり、教育相談という形で、子どもたちのそういった、事前に悩んでいるとか、また課題を抱えているというようなことについて、十分に担任の方が把握をする必要があるとともに、保護者ということでございますと、今回、外国籍の保護者であるということから含めて、そういった日本語等の指導についても予算組みをしておりますので、そういった形で担任、児童なり、生徒を通じての予兆ということになるかもわかりませんが、家庭訪問を通じての保護者との連携ということについても十分、意を尽くしたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、4点目に修学旅行のことでございます。これにつきましては、引き続き、各学校の方には事前に、いろいろな機会に保護者のご意見をちょうだいするとともに、学校教育の自己診断という事業をしております。今年度、14校の学校が実施をするということで、その項目の中に修学旅行等を含めての学校行事の取り組み等についても項目がござ

いますので、それが満足のいくものであるかどうかというようなことについても把握をしながら、やはり十分にその修学旅行の内容についての説明等、また保護者への意見徴収については、引き続き取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、5点目に小・中連携の取り組みでございます。この課題につきましては、教育フォーラムでも中心的な課題として論議をしたところでございますが、例えば学習面におけます小・中の段差、ここににつきましては、やはり教科ということで国語科、数学・算数科等の小・中を見通したところの授業なり、教育課程のあり方について検討する段階に来ているということで、学習面での一層の充実ということの観点の一つ。

それから、もう一つは不登校が象徴的ではありますが、不登校が小学校6年生から中学校にかけて、中学校1年生の段階で府の調査では3倍、私どもの市では2倍という形になっておりますが、こういった生活指導の連続性ということで取り組む必要があるということで、もう既に確認をされておりますので、そういった小・中連携をさらに一歩進めるためのシステムなり、仕組みを平成18年度には提示をしながら、学校とも協議をしていきたいというふうに考えております。

また、小・中連携につきましては、府の方の事業としましては、生き生きスクールという形の実施ということでございますので、第3中学校区の生き生きスクール、主にこれは国語科でしております。

それから、二中校区では、不登校の対応専任教員ということでの生活指導面での生き生きスクール、第一中学校区でも生活指導面での生き生きスクールということで実施、または実績等もあろうかと

思っておりますので、引き続き実施、充実に努めたいと思っております。

○石橋委員長 西村人権教育室長。

○西村人権教育室長 人権教育室より、3点ご答弁申し上げます。

まず、拉致問題をどのように取り扱ったかにかかわって、平成17年度につきましては、1点目は2月に教頭先生を対象に私の方が資料を用意させていただきまして、説明も含めた研修を持たせていただきました。

2点目に、校長先生等を通して、さまざまな拉致問題にかかわる情報提供をさせていただきました。

3点目に、今年度の取り組みということでアンケートを、今年度どのように取り組んだかというアンケートを取りまして、おおむね小学校の6年生の社会及び中学校の社会科の中で拉致問題を人権侵害事象、あるいは今後の国際化の中での問題ということで取り上げているということ把握しております。

18年度、引き続き、適切に取り扱われるよう進めてまいりたいと思っております。

2点目が、摂津市における同和問題の把握というふうなご質問だったかと思っておりますが、いわゆる昨日申し上げた同和問題は、大きく改善された部分と引き続き残ってる課題ということで、これは意識調査の中で府の調査と摂津市としての、これまで市民意識調査を行ってまいりました。

その中で、特に結婚、あるいは住居、要するにだれと結婚し、どこに住むかと、この部分において、以前に比べてそれを乗り越えたケースもたくさん出ておりますが、いまだに同和地区である、あるいは同和地区出身であるということだけをもって、だめだというふうな意識を持た

れる方が、まだおられるというふうな実態も出ております。

また、市の人権推進室と連絡を常に取り合っております中で、さまざまな例えば摂津市の中に同和地区があるのかないのかというふうな問い合わせも含めて、問題ではないかというふうな事例も報告を受けております。

18年度に人権問題にかかわる意識調査を市としてされるということですので、その結果もまたともに分析してまいりたいと思っております。

3点目に男女混合名簿にかかわって、経過と必要性ということにかかわってご答弁申し上げます。

まず、小学校においては、昭和62年の第一次の女性プランを策定する過程の中で、いわゆる男子だから、女子だからというふうな、性別で一くくりに見ていく傾向、いわゆる固定的性別役割分担意識を見直すという中で、小学校においては、平成2年から4年ごろにかけて、順次変更されていったと。

中学校においては、高校入試の事務とか、成績処理等の関係で事務量との意見もございましたけど、これも小学校での定着、あるいは男女共同参画社会の進展の論議の中で、平成13年度より男女混合名簿が導入されたというふうな経過でございます。

その必要性についてということですが、これまで差別と区別というふうなことで少し論議もあったかと思いますが、必要になって男子女子が分かれることもあろうかと思っております。

ただ、この混合名簿は基本的な学校生活の基本台帳的な意味合いがありまして、その意味においては男女別は必要ではないのではないかと。

必要に応じて、分けるべきところは分

けていいんではないかということが、これまでの見解でございます。

○石橋委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 それでは、生涯学習課に係りますご質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目、摂津圏の文化行政連絡協議会の負担金でございますが、これにつきましては、平成4年11月に広域の文化の交流を図るために大阪府と兵庫県にまたがる旧の国名の摂津の国に当たる関係の市町村17市町の連合体である協議会を平成4年に設立いたしました。

それについて、年に数回、情報の交換並びに文化行政についての議論について、活発に行ってきたところでございます。

ちなみに、平成17年度は当番で、摂津市が代表幹事市になっておりまして、共同事業といたしまして、今現在、摂津圏における文化財のマップづくりを作成しているところでございます。その参加の負担金といたしまして、毎年3万円を計上しておるわけでございます。

次に、PTAの補助金でございますが、このPTAの補助金8万円につきましては、毎年PTA協議会が主催しておりますPTAの会員相互の親睦を図るためのスポーツ大会への運営の補助金でございます。

ちなみに、平成17年度におきましては、昨年11月27日にソフトドッチボールを開催された経過がございます。

それと、こども会の育成事業につきまして、確かに青少年の健全育成が昨今重要な位置づけを占めております。

生涯学習課といたしましては、こどもフェスティバル、青少年リーダー養成の関係の事業並びに青少年の指導員を委嘱して、健全育成に取り組んでるわけでござ

います。

また、青少年の団体の育成補助として、それぞれ団体の補助を行ってまいっております。

特に、こども会の育成につきましては、生涯学習課が事務局を預かり、その育成に努めておるところでございます。

それで、先般の代表質問でもご意見等ございましたが、やはり地域力の活性化につきましては、活性化を図るためには、それぞれの団体、いわゆるこども会、PTA、青少年指導員協議会や関係の地元の活動団体との連携が必要だというふうに、今、考えております。

その連携を充実するために、生涯学習課の内部で体制も再考いたしまして、連携強化をたぐいま計画しておるところでございます。

どうぞ、よろしく申し上げます。

○石橋委員長 田橋学務課長。

○田橋学務課長 それでは、学務課に関することについて、お答えさせていただきます。

準要保護の保護世帯について、修学旅行の学校に支払いができていないかというご質問ですけれども、これは平成14年度から修学旅行に対しては、もともと小学校5年生から会費を積み立てていきます。この会費を積み立てていく中で、校長がそのチェックをしながら、学校の諸経費等が滞納というか、未収入になっている場合は、平成14年度から学校長からの要請により、学校払いということで対処しております。

次に、民族学校の位置づけなんですけれども、民族学校の位置づけは、要綱になるんですけれども、民族学校に在籍する児童等に係る就学援助に関する要綱ということで、目的として第1条の中で民族学校の初級及び中級というようなことでの

中身につきましても、公立学校に在籍する児童と同じ範囲で規定するという事で、この要綱の中の規定に基づいて支出をしているものでございます。

次に、全国市長会の損害賠償金の分担金です。これは、児童一人当たり、その前に保険については日本スポーツ振興センター負担金という保険は、学校の方で入っております。その上乘せ保険としまして、児童一人当たり139円の保険料で全児童に対して入っているものでございます。

前回の委員会のときに、委員の方から、この保険ではなしに、ほかの保険もあるんじゃないかというような助言もいただきまして、各保険会社の方に聞いたんですけども、新たに摂津市独自でそういうふうな、既定の保険というのがありませんので、新たに設置した場合は、この金額では入れないというような回答をいただいております。

この保険は、二本立ての補償ということで、学校賠償責任保険と学校損害補償保険ということで、二本立ての保険で、いずれもスポーツ振興センターの上乗せ保険ということで入っております。

次に、民間委託した場合のメリット・デメリットということでございますが、直営の場合のメリットは、給食調理員に係る人件費のコスト比較で、委託の方が安いと言われております。

これは、午前中は委託の場合は人を入れて、昼から、給食配食したら、あとは洗い物とかいうので昼からは人を減らすというようなことで、人件費の削減等ができるということです。

本市の場合、全面委託をした場合は、相当な額の削減ができます。

それと、正職が休んだ場合の代替措置ということで、給食の場合は一定の人数

の確保がなかったら安全な給食というのができませんので、その代替要員の確保というものを委託しなかったら、しなくてもいいと。あと、労使関係が全然要らないということです。

委託をした場合、本市には正職が、まいたてます。正職のいてる中で委託をするということは、全面委託は無理ですけども、分割というか、1校ずつぐらいでいくということでしたらできますけども、その辺の労使との交渉もありますし、委託と直営ということになったら、調理の指示とか安全面の指示が2つに分かれてしなければならないというようなデメリットがあります。

○石橋委員長 奥田生涯学習部長。

○奥田生涯学習部長 ご質問の市民ニューススポーツのつどいは、高齢者や子どもにも手軽にできるキンボールやゲートゴルフなどのニューススポーツの普及を通じまして、市民の皆さんに健康と、楽しんでいただくということを目的に体育指導員協議会に委託しているところでございます。

また、市民ハイキングでございますが、現在、体育指導員協議会の事業として取り組んでいただいているところでありますが、予算復活については強い申し入れを受けているところでございます。

今後、財政状況の厳しい中ではあります。予算復活について、どういう方法があるか検討してまいりたいというふうに考えております。

○石橋委員長 石田教育総務部参事。

○石田教育総務部参事 進路選択支援事業について、ご説明いたします。

この事業では、すべての子どもたちが家庭の事情や経済的理由により、進学をあきらめることなく、それぞれの子どもたちが夢や希望を実現することを支援す

る事業です。

支援の方法としては、相談活動を通じての奨学金の活用や、また進学校の継続相談や自主活動や学習機会の情報提供などもしていきます。

○石橋委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それでは、再質問をさせていただきます。

例の相互共済複利厚生事業ですけど、よくわかりました。私の発言を受けとめていただきまして、そのように改善されたということで、評価したいと思います。わかりました。ありがとうございます。

続きまして、教育相談事業の先ほどありましたように、夢や希望のことですけど、それは一体だれが行っているのか、教育指導員の、だれが行っているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

それから、部活の件ですけど、現実にも今、2人、補助的にこれから要請があったら、そういう形で派遣するという形なんですけど、現実には非常にクラブ活動がだんだん衰退化して行って、例えば責任問題とか、それから指導者、具体的にその競技に精通してる指導者が不足してるということもあって衰退化してるわけですね。だから、そういう点の補助という形ですけど、現在、学校の職員等でそれをしっかりと話し合いをしながら補助していく。

先生方も、したいのはやまやまやけど、今の状況ではということもあると思うんですよ。だから、そういう面での補助という形になるかもしれませんが、そのお二人を派遣するというような状況だけでは追いつかないようなことになっているんじゃないかと、現実。

そして、一番、子どもたちに健全育成教育をするというのは、やっぱりスポーツとか、文化的なクラブ活動でもそうで

すけど、そういう形で放課後の、またそこにおいて先輩後輩の間柄ができたり、非常にそういう学年のクラスだけではない、つながりもできるというように思いますので、そういう点、さらに強化をしていただきたい。

そして、外部から指導者を呼ぶという形、そういう制度もあるんですけど、具体的にもっともっと地域のそういう方々を発掘する。そういうことも必要やと思うし、そのためにはやっぱり情報、耳をそばだてて、そういう形で情報を得るということも必要だと思えますので、その点、さらなる強化をしていただきたい。これも要望しておきます。

それから、次に自学自習力育成サポートですけど、それは一体、どなたがやってはるのかということも知りたいんで、そのこともちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

それから、ちょっと先ほど、1回目の質問で言い忘れとったんですけど概要の108ページ、教育用品支給事業の中で副読本購入、そういう形の予算がありますけど、その件に関して内容をお聞かせ願いたいと思います。

それから、拉致問題ですけど、ちょっと速度が遅いんじゃないかというように思います。

今現実には、非常に国際的な人権問題です。これは国連でもとらえられて、国連のさまざまな委員会でも、この問題はクローズアップして、直接、北朝鮮に対してあらゆる要望をしてるわけでございまして、一番、今問題化されてる人権問題が、この拉致問題ではないかというように私は思うんであります。

そういう点で、今になって校長先生や教頭先生やというような研修の段階ではなくて、これは全教職員に対して、きち

んとした研修を行って、そして小学校、中学校のそういう道徳、それから社会の授業等で、しっかりとこの問題を教える必要があるというふうに私は思うんですが、その点、もう1回、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

それから、同和教育の同和研修等の問題で、ちょっとご答弁いただいたんですけど、その事例、一体何件、どのような、もっと具体的に教えていただきたいんです。

私は、これずっと何十年間か、この同和研修、同和教育というのは、ある面では先進的に大阪は行われてきたというふうに思います。

私は、私の考えですけど、ある一定、これは改善されて、意識も変わってきたというふうに思います。

基本法も一応期限が切れたわけでございまして、これは同和问题だけでなく、あらゆる人権問題という形で、同和団体も人権団体に変わりつつあるわけであって、殊さら世の中の流れが大きく変わりつつある中で、数少ない事例を上げて、こういう問題があるから、まだやらかなあかんという状況ではなくて、非常に全体的に流れがあるわけですから、収束に向かう段階ではないかというふうに私は思うんです。

今さっき、具体的な事例を上げられましたが、その辺のさらに具体的な、どのような状況でそれがあったのかというのを知りたいと思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、修学旅行の補助ですけど、小学校だけのお答えやったと思うんですけど、中学校の修学旅行の援助はどういうふうになっているのか。これも同じように学校でされるのか、それもお聞かせ願いたいと思います。

それから、要綱の中で民族学校と、これ確かに民族学校は、文部科学省の管轄じゃないというふうに私はとらえてるんです。

学校として、そういう点では認められるというか、違うというふうに考えられるわけでございまして、国籍も日本国民じゃないわけであって、その方に私、これ単純な、それぞれの一つの、いろんな決め事とか法律があるというふうに、あるんやったら話はあれなんですけど、そういう段階ではじめが必要だというふうに私は思うんです。今、このように非常に、さっきの話じゃないですけど拉致問題、北朝鮮の問題とか、いろいろ圧力の問題とか、そういう形になつとる中で非常に民族学校に対して補助をするという形が、私にとっては自然な形では受けとめられないような状況というのが正直な感覚なんです。

だから、要綱というのは何の要綱か、その点、ちょっと具体的に詳しく、もう一度詳しく、私は全然、この点に対しては非常に、そういう決まり事に対してはわかっておりませんので、詳しくご答弁をお願いしたいと思います。

それから、保険の件は、それで結構ですけど、よい条件のところがあるんでしたら、そこに任せとったらいんじゃないかって、いろんな、子どもたちにとってプラスになるような保険があるようでしたら、またこれ、どんなことが起きるかもわからんような昨今ですから、そういう点も調査研究をしていただきたいというふうに思います。これは、要望しておきます。

それから、摂津圏文化行政連絡協議会、いろいろお集まりになって、いろいろ議論されるというのはわかるんですけど、それが私ら、それなりの一つの資料の中

には、その内容が書かれとると思うんですけど、もうひとつ集まって具体的にそういう地図をつくったり、文化圏の発表をされとるということなんですけど、それが市民にとって、どういうようないい影響になるかというのが、私にはわからんわけであって、その点を一遍、きちんとお聞きしたいというふうに思います。

P T A協議会の件ですけど、一応、スポーツ大会の補助金ということなんですけど、P T Aは独自にいろいろ、それぞれの皆さんが、それぞれお金を出し合って運営されとるということはわかるんですけど、これ、さらなるつながりをつくるために予算を、先ほど質問させていただいたように予算を出せば、それでいいのかという問題じゃないんですけど、積極的に予算づけをすることによって、また積極的に動いてもらうということも考えられますんで、それぞれのいろんな研究、いろんな研修をまたP T Aの主催でやっていただくとか、そういう形の援助をするという形が必要というふうに思いますんで、その点、どういようにお考えか、もう一度、再度お聞きしたいと思います。

それから、こども会の件なんですけど、ほんとに例えばこども会によっては、これは部長もよくご存じやと思うんですけど、地域によっては活発なところと、またそうでないところがございます。

私は、ほんとに物理的に不可能な地域もあると思うんですけど、ただ活発な地域を一つの見本として、そういう形のマニュアル、活発な地域のことを調査していただいて、なぜそこが活発なのか、どういよう状況なのかということ进行分析していただいて、それを一つの目標として、現実問題としてこども会活動ができてないような地域に対して、それを生かすと

いう形が必要というふうに思いますんで、その点、ちょっとお考えをお聞きしたいというふうに思います。

それから、ニュースポーツのつどいなんですけど、新しいスポーツを見出すことも、それはそれで必要かもしれませんが、従前からある市民の楽しみにしてる、そういう市民ハイキングを予算をカットするというのは、非常にこれも私もちょっと疑問に思うわけでございまして、これがだんだん一つの衰退で、参加者がいない状況で予算をカットするということがやったら、これはまあ、しゃあないなということになるんですけど、ますますこれから高齢化社会になって、また団塊の世代の方々が地域に帰ってくるような時代になっどる中で、さまざまなスポーツを見出すことより、こいう市民ハイキング、だれもが楽しめるよな、そして健康づくりに一番、歩くことが一番いいというふうに私もお医者さんから聞いたことがあるんですけど、そのよなことをもっともっと奨励すべきことであって、それを予算をカットするということが非常に、私は納得いかないわけでございます。

当然、それを主催する方々からおしかりを受けるし、そして復活を求める声というのは、これは当然なわけでございまして、部長の方から、これはその点、これから今後考えていくというふうにご答弁いただきましたんで、それはそのことを信じて、これは強く要望しておきますんでお願いします。

それから、男女混合名簿ですけど、非常にわかりにくいんですよ、これ。だから、昭和62年から、その過程を考えてください、過程ね。例えば、今から20年そこら前やったら、こいう一つの大きな流れがあって、女性やから、男性やからこいうことを例えば否定するよな、

性を否定するような一つの流れというのが現実にあったことも事実です。

私が議員に成り立てのころ、同じように文教でランドセルが赤やから、青やから、それは男女差別につながるというような、ほんとに真剣に議論をされて、ランドセルの色を統一しようではないかというような行政の考えがあって、それに対して文教の委員が総反発して、この件はつぶれたわけですけど、あの時代から、ずっと男女のそういう基本的な差をなくそうというような一つの風潮の中で男女混合名簿というのが生まれてきたんじゃないかというふうに私は思うわけでありませう。

しかし、今現在、大きくそういうことが変わってきたわけですね。法律も、これは見直されたわけです。男らしさ、女らしさを否定するものじゃないというふうに官房長官談話でもあったように、そのような時代になってきているのに、まだ混合名簿にこだわるということが非常に、私は理解できないわけであって、基本的に問題ないんやったら男女混合名簿で問題ないというふうに先ほど答弁されたんですけど、基本的に問題ないんやったら、別に男性は男性、女性は女性の従前からの名簿でも構わんわけであって、それに非常にこだわること自体、私は理解に苦しむわけでございます。そういう点、どのようにお考えか、再度お聞きしたいと思います。

それから、給食調理の委託とか民営化の問題なんですけど、先ほどご答弁いただいたように、民営化イコール粗悪な給食という考えというのは、私は持っておりません。

例えば私学の調査等、いろいろ聞きましたら、非常に民間がそういう調理に対して、またメニューもバラエティ、そし

て今、民間の業者がヘルシーな食材を使って調理したものを出すという形で、非常に民間の業者が先進的な考えを持って、やっとなところも多々あります。

だから、もちろんこのような逼迫した財政状況の中で、その点は真剣に民間委託という形を考えてもらいたい。

メリットとデメリットを比較して、デメリットが少ないようやったら、即刻そのような形で切りかえていただきたい。そのことを要望しておきます。

それから、次に子どもの安心安全都市づくり、ご努力は私もよくわかっております。先ほど言いましたように、例えばこれはいろんなことを想定しておったら、きりがいいわけでございますが、これはそちらの方だと思っておりますけど、保護者から、また子どもたちから非常に、あの事件が起きたときには何らかの一つの発信があったというように聞いております。

そのときに、例えば人権問題とか、さまざまな問題等があつて、即刻対処できなかったということもお聞きしております。

だから、そういう点で、子どもの大切な命が失われたわけでございますから、現実にわたってやっぱり、そういう発信をしっかりと受けとめて、これから対応してもらわなくてはならないと思ひますし、例えば受付員を置いて、保護者がそういう事件を起こすんやから、受付員を置いてサインした、その保護者が、ひょっとして、そういう事件を起こす可能性が十分あるわけですね。

だから、代表質問でもあったように、子どもたち自身が、いかに自分の体を守るかということの訓練も、これも必要になってきます。

それから、今、言うたように、あらゆることの情報網とか、それから例えばそ

それぞれの立場の方々が、いろんな情報を得たときに、自分でこのことはささいなことや、このことは大切なことと判断せずに、いろんなそのことを情報を分析して、対応するような、そういうようなシステムづくりが必要ではないか。

ささいな、聞いた人間にとっては、ほんとにささいな情報かもしれんけど、後々そのことが大きな禍根を残すようなことがあるかもしれません。だから、そういう点も踏まえて、しっかりと情報収集に当たっていただきたいし、それに対しての対応をしていただきたい、そのようにこれも要望しておきます。

それから、修学旅行の件ですけど、ちょっと答弁のピントがずれていたんですね。私は、前にも発言させていただいたように、何で伊勢から広島になったのか。それで、広島から20年以上、確か伊勢、以前は伊勢やったと思うんですが、広島になって何で20年以上、広島で行かなくてはならないのか。

これは、平和教育の一環という形で、過去においてご答弁されたと思うんですけど、例えば「要は、広島でいいですね。いいですね」と言うたら、受ける保護者とか子どもたちは、「いいです」と言わざるを得んような状況もあるかもしれません。

例えば、伊勢がいいのか、広島がいいのか、岡山がいいのかという一つの選択肢がふえたら、その中で子どもたちが、また保護者が選ぶこともできるかもしれません。だから、その点がしっかりと、私は何回もこの質問をさせていただいたように、保護者とか子どもたちのニーズにこたえる。

平和教育というのは。例えば平和教育にもいろいろあるわけです。いろんな考え方もあるわけですから、そういう点も

踏まえて、非常にその辺がしっかりしたご答弁をいただけてないんで、私もちょっと時間があれですけど、これやめたいんですけど、ただしっかりした答弁、答えられてないんですよ。

だから、その点、もっと鮮明に答えていただきたい。担当が変わったり、昔のことやからわからんということもあるかもしれませんが、私が意図することが全然伝わってないんじゃないかというふうに、私もちょっと危惧するんで、その点、今言うた発言に対して、しっかりと答え、お願いしたいと思います。

それから、小中学校の連携ですけど、不登校になるというのは、特に中学校に入るときに中学校と小学校では雰囲気全然違うし、先生の対応、また教科も非常にこれから複雑、難しくなるから、そこで挫折やないんやけど不登校になる子どもたちが多いというふうに聞いております。

だから、その原因があるんやったら、しっかりと小学校、中学校の壁を取り去って、そういう点、教職員自体がきちんとした連携を取りながら、極端に中学校に行ったら極端な一つの壁があるんじゃないかと、滑らかな小学校から中学校に、ずっと移って行けるようなものがあったら、そこに対応、適用できるということもあると思うんです。

それは学習面、先ほども言いましたように学習面と生活指導の問題があるというふうに思いますんで、その点が、私はこの件に関して、自分の中学校のときのことを振り返って、ほとんど忘れてしまったんですけど、振り返ったら多分そうだったんです。

今まで算数やったのが数学になって、非常に難しいとか、そういう点で、今までの程度、先生は遊ばせてくれとった

けど、中学校に入ったら急に先生が怖くなったり。これは、現実に今でもあるというふうに、私は思います。

そういう点で、今の子どもは昔の子ども以上に、その点、自由にやっとなるから、ちょっとあまえた面があるかもしれませんが、そういう点の壁があるから、どうしても不登校に行ってしまうんじゃないかというふうに、私は危惧するんですが、その点、ちょっとご答弁、お願いしたいと思います。

以上で、2回目の質問をお願いいたします。

○石橋委員長 大路教育総務部参事。

○大路教育総務部参事 それでは、渡辺委員のご質問、2回目にお答えをさせていただきます。

まず、概要の教務用品支給事業の児童生徒用の副読本の件でございますが、これにつきましては、中学校の体育と道徳の副読本を今回、教科書の改訂に伴いまして各学年に40冊ずつ、副読本を支給させていただく事業でございます。

続きまして、自学自習力のサポート事業の、だれが担うのかということでございますが、これは府の方が指定をしました学校が、まず責任を持っていただかなければいけないわけですが、ここに学習アドバイザーということで2名の方を派遣しておりますので、子どもたちの放課後の学習相談室等については、その2名の学習アドバイザーが中心に対応させていただきますが、先ほど申しましたような内容については、その方だけにお任せするのではなく、学校を含めて今後の自学自習力、まさに家庭の方で宿題等について対応できる内容をつくるということでございます。

続きまして、小・中連携の件でございますが、これは先ほども申しましたが、

生活指導面、学習面というふうに、これは2つに機械的に分けることは可能ですが、実際の子どもたち、生徒の立場でいえば、これは一体でございます。

学習がわからなくなることによって、子どもたちが学校に足が向かないということは、当然考えられますので、不登校対策におきましても、そういった学習を十分に保証するということが極めて重要な課題でございますので、委員ご指摘のように、このことについては小・中間で、先ほども申しましたが算数から数学に行くときに、必ず子どもたちが何らかの形で段差を持っている内容があるということも私どものアドバイザーをいただいている数学者にも、そういう指摘も受けておりますので、そういったことをやはり十分に学習、研修しながら、小中学校の教員の方が、小学校は中学校のことも理解し、中学校の先生は小学校の内容も理解する中で、やはり子どもたちの学習充実に努めなければならないという理解をしております。

修学旅行の件については、理事の方からお答え申し上げます。

○石橋委員長 福元教育総務部理事。

○福元教育総務部理事 修学旅行の行き先でございますけれども、これは現在、確かに広島へ行っております。

先ほど、参事の方から答弁もございましたけれども、学校教育自己診断等で、学校行事についてはどうか、具体的に言えば修学旅行について、どうかというようなこともありますので、そういうことで意見を今後は聞いていけるというような、聞くような、そういうシステムをもう少し、しっかりつくる必要があると思っております。

ただ、この教育課程の編成ということにつきましては、学校長に権限がござい

ますので、どんな形で進めるかということについては、校長にゆだねたいとは思いますが、一定、保護者の意見、子どもの意見を聞くということにつきましては、今、ご答弁申し上げておりますように、さまざまな機会を通じて、これは以前にも申し上げておりましたけれども、PTAの運営委員会等を通じて、また意見を求めていくというようなことで、校長の方にお話をしていきたいというふうに思っております。

○石橋委員長 西村人権教育室長。

○西村人権教育室長 人権教育室にかかわりまして、2回目のご答弁を申し上げます。

まず、拉致問題にかかわってでございます。歩みが遅いのではないかと、より、全教職員に徹底すべきではないかというご趣旨だったと思えます。

まずは、校長先生、教頭先生ということ、学校のリーダーということ、確かに、委員ご指摘からすれば、歩みは少し遅いかもしれませんが、確実に進めてまいりたいというふうに思っております、より、この問題に関心を持ち、引き続き周知の徹底ということで、平成18年度、努めてまいりたいというふうに思っております。

2点目の、同和問題にかかわる具体的なデータのご質問だったかと思えます。

私が答弁させていただいた根拠の一つとしては、摂津市が平成11年度に実施いたしました人権問題に関する市民意識調査の報告書がございます。

これを18年度に、定点観測ということで、18年度に実施するということなんですが、11年度の内容は、調査の目的としては、今後の市としての人権施策に生かしていくということで、調査項目も多岐にわたっておりまして、人権全般、

女性問題、障害者問題、幾つかある中の一つとして、同和問題についても調査をしているということで、2,000人の市民に無作為抽出で有効回答率が55%、1,000名程度だったと。

その中で、例えば同和地区の人との結婚に関する考え方ということで、例えば、「もしあなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、どうされますか」ということで、「子どもの意思を尊重する」が41%。「親としては反対するが、子どもの意思が強ければ仕方がない」というのが、29.6%。「家族や親戚の反対があれば結婚を認めない」が、3.9%。「絶対、結婚を認めない」が、5.3%。「その他」「わからない」等、それぞれの項目にわたって、また分析もしております。

そういう意識調査の中で、特に啓発のあり方として、この意識はどこから来るのかということで、例えば結婚に対しては、家柄であったりとか、身元調査をするとか、これは同和問題にかかわらず、結婚そのものに関する考え方の根底の部分もあるのではないかと、今後の啓発のあり方ということへの方策が出てくるというふうなことでございます。

そういう意味で、一定、これまでの調査の中で改善された部分、あるいは数字の経緯も見ながら、一定それでも改善された部分がありますが、以降、引き続きそういう課題の克服のために同和問題が解決可能であるという具体的な展望を示すような学習内容が必要ではないかという、今後の教育啓発の内容の問題として、今、提起されているというふうに理解をしております。

それから、3点目の男女混合名簿にかかわってでございます。男女共同参画基本法を含めて、これは何も男女の性差を

なくすことを目的というふうにはとらえておりません。あくまで、男女の違いを理解しながら、お互いが協力する。そして、お互いの可能性を最大限に尊重するために、誤った固定的な意識によってお互いの可能性を狭めてはならないということが目的であろうかというふうに思っております。

基本的な名簿ということで、先ほどもご答弁を申し上げました。今後、摂津市として、改めて市の男女共同参画の審議会等も行われるということで、その中で大いにこの問題も論議していきたいというふうなことも前回、述べさせていただきました。

私自身、きょう中学校の卒業式に参加してまいりまして、第五中学校でしたけど、卒業生名簿、1組からそれぞれ出席簿順に卒業証書と呼ばれておりました。

ただ、席は右が女子で左が男子ということで、コーラスをするということでハーモニーの関係で、そういうふうな座り方にはなっていたのかなというふうな理解をしております。そういったことも含めて、これから大いに論議をしていただきたいというふうに思っております。

○石橋委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 まず、摂津圏の文化行政の負担金につきまして、市民にどのような形で還元されているのかというご質問でございます。この件につきましても、それぞれ加入の自治体でも議論をしております。以前からは市民参加の講演会などを開催して、それぞれの還元に努めておるところでございます。

昨年度から、2カ年かけまして、その還元の方法を文化財のマップを作成、印刷することによって、市民に還元できるように作業をしておるところでございます。

完成につきましては、この5月、6月に完成する予定でありますが、この協議会の予算の関係上、印刷部数にも限りはございますけども、市民の方々に利用並びに活用できるよう、今、考えておるところでございます。

次に、PTAへの積極的な予算づけというか、そういった形での援助についてのご質問でございますが、我々、団体育成の観点から、やはり団体の自主独立を目指すことを重要視しております。

また、団体への補助金の見直しも議論される中で慎重に、これからも検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

それと、こども会での活動の地域間の格差の問題につきましては、これも兼ねてからご提案なりしていただいております。まず、地域間によっての活動の格差並びに組織率の低下の中での地域間の格差がございます。その中で、やはり組織率並びに活動内容の格差につきましては、まず子どもの側にしたら、こども会に興味を示さない点、また活動のマナー化からこども会をやめる子ども、塾や、けいこ事が多忙でこども会に加入すらできない子どもがいるという傾向もございます。

また、親といたしましても、育成会の役員になる負担からこども会をやめさせるケース、限られた休日を親子の触れ合いのためにこども会に加入をさせない保護者の方というような、いろいろな事情がございます。

また、加えて地域社会の中での人間関係の希薄化などから、地域の協力が低下している傾向も見られます。それらの問題を解決するためには、まず地域の人材を活用するなどして、なるべく保護者の負担の軽減を図る施策なり、社会体験と

か、自然体験に加えて、それぞれの校区、地域での、例えば公園清掃などの奉仕活動をするなどして、地域の方々に理解していただき、それをこども会活動への理解を含める啓発活動としても有効的な手段であるのではないかというふうに思っております。

こども会の活動につきましては、このような活動を今後の事務局としての指導的な内容につきましては、こども会の連絡協議会を通じまして、単位こども会に周知できるよう努力してまいりたいと思っております。

○石橋委員長 石田教育総務部参事。

○石田教育総務部参事 お答えいたします。

次年度から始まる進路選択支援事業の主な担当者は、中学校を退職された教育指導嘱託員1名になります。

○石橋委員長 羽原教育総務部長。

○羽原教育総務部長 就学援助に関するご質問にお答えいたします。

まず、修学旅行費の学校払いですが、これは小学校、中学校、同じように、学校長から必要であれば、依頼に応じて学校払いということで処理をいたすようにいたしております。

それから、民族学校の在籍者に対する援助の問題です。就学援助そのものは、まず一つは摂津市就学援助規則という規則に基づいて運用支給をいたしておりますし、民族学校に在籍する子どもたちに対しては、民族学校に在籍する児童等に係る就学援助に関しての要綱という定めに基づいて支給をいたしております。

民族学校そのものは、いわゆる学校教育法に基づく学校ということではなく、いわゆる各種学校ということになっておりますけれども、通常、市内に居住をし、暮らしておられるわけですし、所得に応

じて納税もしておられる、いわゆる市民に準ずる形で理解すべきものと思っておりますので、法的に厳密な判断というのは、なかなか難しいところがあるかと思えますけれども、やはり現実には、日々市民の間、市民として子どもたちも一緒に遊んでおるでしょうし、暮らしておられる方々ですから、やはり一定の教育的見地から考えたときに同じように扶助制度を適用すべきものかなというふうに考えておるところです。

○石橋委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 時間も迫っておりますので、要望もしておきたいと思えます。ちょっと飛んだところは、要望というか、それで結構ですということですか。

まず、自学自習のアドバイザーの件、これはわかりましたので、それで結構です。

それから、拉致の件なんですけど、これ、大分前から拉致を人権問題としてとらえて、しっかりと研修をやって、それから啓発活動をやってほしいと、ずっと私は言い続けておった、その段階でまだこのようなことをしておるから、私は歩みが遅過ぎるんじゃないかというように質問させていただいておるわけです。

こんだけの社会問題、また国際問題になつとる段階で、何で拉致の問題が今になって、これから徐々にやっていきたいと思えますみたいなことを言うてる。これが初めての質問と違うでしょう、これ。何回も質問しとるわけですよ、これ。

何か遠慮があるんですか。だから、その点が非常に、私は理解に苦しむんですよ。

今、非常に、大概1日のうちに1回は、こういう問題がニュースで出たり、そういう形で非常に、拉致の家族の方々が国会へ行って、またアメリカに行ったり、

ヨーロッパに行ったりしながら、今、活動をやって、涙ながらに訴えかけると、この拉致問題をそのような悠長なことで、このような本当に今必要な人権問題を取り上げて、どないするんですか。何を持って、人権というんですか。

今現実に行われとる、このような理不尽なことに対して教えんというのは、どうも私は納得できない。その点をこれ、教育長、ちょっとその点、ご答弁をお願いしたいと思います。これ、何回も言うことです、これ。何回も言うことに、こういうことになつとるわけですから。

それから、同和問題ですけど、私、平成11年の資料を見て、どうのこうのと聞いとるん違うんですよ。あなた、先ほどご答弁があったように、電話で問い合わせがあったという、この地域に同和地区はないのかという、そういう事例もあったと言いとるわけです。それは、平成11年の話ですか。

だから、そういうことに関しても、きちんとご答弁くださいよ。そういう事例があったら、私は教えてくれと言ってるわけですから、平成11年の資料を持って、こういうふうにもまた18年度調査したいという話じゃないわけですよ。その点もしっかりご答弁ください、時間が無いんやから。

それから、就学援助に関しては、もうそれで結構です。

それから、民族学校の件ですけど、これ、東大阪のきょうの新聞を見られましたか。朝鮮高等学校が市の土地を何年間か知らんけど、勝手に使うとった、それに関して返還しろという東大阪市が、そういう形で要求が出とるわけですよ。そういうような状況で、これ、やっぱり血税を払ってそういう形で、これ、市民の

公金ですよ、そういう形のお金は。

私らは日本国民でもないし、日本国家の一つのそういう教育の縦社会の中には、私らはなじまないということで、独自で民族学校を運営されとるわけですよ。そういう方々、一緒に遊んどるとか、そういう問題じゃないわけです、これは。

そういうようなところに、けじめのない、私は、はっきり言うてけじめのないことやと思います。これは法的根拠もないのに、そういう形で市民の血税を豊かな高度経済成長時代やったら、その辺はある程度、市民も納得するかもしれませんが、今、景気はよくなったとはいえ、まだこのような状況、財政も大変逼迫した段階において、きちんとした法的根拠もないのに、ただそういう形の要綱があるから、やってるということでは、市民は納得しない。

東大阪もそういう断固たる対応をしようとしとるわけです。

それから、国際問題で、圧力どうこうという問題も変わつとるわけです。子どもには関係ない言うかもしれんけど、そういうけじめのないことは、いつまでも続けるべきじゃないというように私は思います。

それやったら、我々日本国民と同じように、一つの縦社会の中で民族学校というか、そういう形で生かすということやったら別ですけど、ご本人自体がそういうふう拒絶しとるわけですから、そのような方々に対して、こういう形で補助するというのは、私ら納税者がどこまで納得するかというのは非常に疑問に感じるわけです。

もう、それはいいですから、ただその点は、いつまでもそういう意識、意識の改革ということをしてもらわんと、刻々と国際情勢は変わつとるし、考え方も変

わってますんで、その点、しっかりまた今後考えていただきたい。これも、ずっと指摘していきますから、ずっと私はこれから。

それから、次に摂津圏の文化、そういうことを研究するのは楽しいことかもしれない。だから、そういう形でマップをつくられるというのは、いいかもしれません。ただ、その摂津圏、そういう17の市町村があると、そういう方々は、皆、大変やと思いますんで、それぞれの地方自治体としては大変やと思います。

だから、そういう点、わずかなこれはお金だと思いますけど、ただその点も考えながら、より市民にメリットのあるようなことを考えていただきたい、これは要望しておきます。

修学旅行の件ですけど、理事からご答弁いただきました。非常に、この北摂一体全部が、全部じゃない、ちょっと変わってきた中で、広島ということが、ずっと何十年間も続いとるから、選択とか、いろんなことで何か申し合わせがあるのと違うかと私ら思うわけですよ、そういう形で。

あらゆる可能性とか、あらゆる希望を聞くというのが、私は必要だというふうに思いますんで、これ、理事、同じ答弁なんです、これも。ずっと、今後、研究してます、研究してますと、同じ答弁なんです。

今後、また保護者にとって、今後、保護者に言いますということ、これも何回も何回も同じご答弁です。だから、そういうむだなことは、やめときましょう。そういう形で、きちんとやりますという形でやってもろて、こういう結果になりましたということを示してもらおうということが必要なんで、そういう点、これもこのぐらいにしときますけど、また非常に

そういう点、具体的にやっとなんやったら具体的に出示してください。

それ、具体性がないのに、やってますやってますじゃあ、それはわからへんわけですから。

今言うたように、ここもあって、ここもあって、こういうところもあります。平和教育でも、いろいろあるわけですから、広島やない土地もあるわけですから、そういう点もきちんと示してもらって、どうですかということをお願いすることが大切だということ、私はそういう観点から質問させてもうとるわけですよ、私は。

だから、広島はあかんというより、広島、何でこういう形になったのか。また、広島以外にも平和教育できるところもあるんじゃないか。その平和教育も偏って平和教育じゃないのかということ、私はずっと聞いとるわけですから、そういう点をやっぱり変に取り繕うようなご答弁だけじゃなくて、しっかりと答えいただきたいと思うんですけど、これは要望しておきますんで、お願いします。

それから、男女混合名簿ですけど、これもここに、これも新聞ですよ。最近の新聞ですけど、男女混合名簿を変えようとしとるわけですよ、皆。前の、従前からの名簿に変えようと、東京都議会でもそういう発言になっとるし。

というのは、男女混合名簿になった一つの過程が非常に、今では見直されとるから、直そうとしとるわけですよ、これを。どうってことない、あなたの答弁、全然答弁になってないんですよ。

これは、一つのいきさつがあって、男女混合名簿になったんですよ、これ。そのいきさつが、今の現実にマッチしてない、ちょっとおかしいん違うかということ、今、これを変えようとしとるわけ

です、皆。

言うとの意味、わかりますか。差し支えないやないかというんじゃないで、これもきちんと議論をして、従前に戻すんやったら戻す、教育現場でも最初、この男女混合名簿にするときは、ある程度の反対があった言うてますよ。

それが、そういう形になった。しかし、これはジェンダーフリー思想の中から生まれたことやということで、これは東京都議会でもこれをもう一遍考え直そうという形でやっとするし、いろんな地域において、新潟でもそうです、考え直そうということで、もう一遍、男女分けの名簿に変えようとしとるわけです。そういう過程になっとなることを私は摂津市において、そういうことをきちんと考えてくださいということで、これ、質問しとるわけですから。

この辺でやめときます。これは、要望しときますんでね。

それから、子どもの安全安心、もう、それは結構ですんで、それで一生懸命頑張っていたきたいと思います。

それから、小学校の連携ですけど、我々が言う以上に先生方は、その辺は現実的に考えておられると思います。

ただ、それと今言うたように、生活面でも小学校には茶髪の子がいっぱいおるのに、中学校に入った途端にあかん言われて、小学校の先生は何も言わなかったのに何でやねんということになるわけであって、そういうきちんとした、しつけから、やっぱりやっていかないかんわけであって、そういう点をしっかりと、小・中一貫のつもりで取り組んでいただきたい。これも要望しておきます。

以上です。

○石橋委員長 和島教育長。

○和島教育長 それでは、拉致のご質問

に私の方からご答弁申し上げたいと思います。

先ほど来、議論になっております拉致問題、これは大きな人権問題であるということは、十分認識いたしておりますし、それを学校教育の中で子どもたちに教育していこうと、人権教育として取り上げていくということも重要な課題だと思っております。

そういう中で、先ほど来、西村室長もご答弁申し上げております。3点ほど、最初のご答弁の中で、1点が教頭を対象にした研修、西村室長が講師として、そういう講演、研修をしたということ。

もう1点が、校長を通じて、府とか、いろいろなところから資料が来ますから、それを学校現場におろして、学校現場でまた使ってほしいということ。

もう1点が、最初のときに申しておりますけれども、昨年、採択されました小学校の社会の教科書、6年生に、この拉致問題が載っております。そして、平成17年度、ことし中学校の方の採択されましたけれども、これには歴史と公民、両方に拉致問題は写真で載っております。

ですから、これまでも、先ほど小学校なんかでは、その教科書を通じてこの問題を前からの議論の中でも、やはりその子の発達段階がございまして、子どもたちの低学年、高学年、中学校と、その発達段階に応じて人権教育としての教育をしていかなければならないということで、まず進めてまいりたい、学校教育の中で進めていくのは、やはり教科書を活用して、小学校6年生、そして中学校の教科書、次年度以降には18年度から、ことし採択で18年度の教科書ですから、その中で十分、その問題、人権問題として子どもたちに、その年齢、発達段階に応じた教育をしていきたい。

そのためには、やはり先ほど教頭先生にはしたと言いましたけれども、ご質問の中にありましたように、教職員全体にどういうふうな教育をしていくかということも研修会等を通じて、それは来年以降になります、18年度、新年度になりますけれども、やっていきたい、そのように考えております。

○石橋委員長 西村人権教育室長。

○西村人権教育室長 同和問題に関する具体的な事例ということにかかわってのご質問だったと思います。

私、この意識調査を引用させていただきましたのは、あくまで、先ほど申しましたように2,000人の市民の方に非常に具体的な内容にわたってご質問させていただいたことを具体的に回答していただいたのを一つの冊子としてまとめておるという意味で、具体的な事例ということで受けとめて、報告をさせていただきました。

なお、同和地区の問い合わせの件にかかわりましては、平成16年度に人権推進課の方に、現在の人権推進課の方に電話をつないだ中で指摘したということで、市長公室を含めての報告が行っておるということで、私もお聞きした中でこういう事例が摂津市にも起こっておるということで、確かその近い校長会の場で報告をさせていただいたというふうに記憶しております。

○石橋委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 今現在進行形の話は私はおったわけであって、平成11年の資料をもとに具体的な事例やいうて、あんだ、7年たつとるわけですよ。そういう点、具体的な事例言わへんのです。今現在の話をしとるわけですよ、私らはね。そのときには、まだ基本法もあったわけです。そういう、ちょっととんちんかん

なご答弁に対して、私は怒つとるんであって、事例、一つの事例があった言うて、一つの事例があるから全部をこれはもう一遍やらなあかん言うたら、いっぱいいっぱい、摂津市にはいろんな事例がある中で、1個そういう事例があるおかげで、全部予算づけをして、どんどん教育をせなあかんということに関して、それが非常に私は、物すごく神経過敏になつとるん違うかなと、私は思うわけですよ、そのことがね。

例えば、差別落書きが頻繁に起きたとか、そういう事例がたくさんあった中で、これはけしからんから、これはあかんことやから、もう一遍、きちんとその研修をやっていかなあかんということやたらわかるけど、一つの事例をとらえて、えらいこっちゃ言うて、それで予算づけして、もっともっと、やらなあかんような考え方やたら、これは大きな間違いですよ。これこそ、今言うたように納税者に対して説明できへん。

だから、その点をもうちょっと、時代の流れを読み取ってください。一つの時代の流れを。我々が一つの、そういうことをずっと踏まえながら、これ、何十年もしてきた中で、そういう問題自体が、もう徐々にでありますけど、改善されていって、私は一つの収束の方向に向かっていっつとるというふうに理解してます。

その中で、あえてそういう問題、一つの問題を取り上げて、また予算づけなあかんというのは、非常に不自然なふうには私は思うのでありまして、その点をもうこれ以上言いませんけど、しっかりととらえて、バランスよく物事を考えていただきたい、そのことを強く要望して私の質問を終わります。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 昨日の川口委員の質問で、

統廃合に係る建築費をことしの補正で組んでいくという答弁がございました。これに関して、私、質問を一つ。財源は、どこから持ってこられるのか、お聞きしたいと思います。ことしと同じ市債をまた組まれるんでしょうか。

○石橋委員長 馬場教育総務部次長。

○馬場教育総務部次長 当然、義務教育施設でございますので、義務教育施設を増改築する場合は、国庫から国の補助金、補助制度がございますので、それに乗っかって増改築を進めたいと。

ですから、国の補助金でありますし、市債もありますし、一般財源も必要、これは通常の義務教育施設を建設する際の、そういう財源の手だてでございますので、通常の財源に乗っかって増改築をやりたいと、そのように思っております。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 だから、市債を組むこともあるというか、当然ということですね。

その市債がことしの分と、また来年、去年の分とことしの分と、補正ですから、できてくるわけですがけれども、この市債が恐らく億単位の市債ですよ。そうなってきて、今後以降の文教予算に圧縮、圧力になってこないのかというのをちょっとお聞かせください。

○石橋委員長 馬場教育総務部次長。

○馬場教育総務部次長 市債につきましては、我々が市の行政を進める上での財源の一つでございますので、それを活用するかどうかは、その予算を組むときに当然、財政当局がこれは市債を組むべきだとかいう算段をされますので、私どもはあくまでも建設事業費に際しては、歳出予算とそれに対する国庫補助金と一般財源で要求をさせていただきます。

ただし、市債制度は、地方財政制度上の一つの財源を手だてする手法の一つで

ございますから、当然そういうことは活用されるものと考えております。

しかし、それは当然、今後の償還計画の中で市債の発行を決定いたしますので、それを発行したからといって、そのことが教育財産をどうなるかということは、これはまた別の問題だと私は考えます。

○石橋委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後5時 9分 休憩)

(午後5時11分 再開)

○石橋委員長 再開します。

議案第23号の審査を行います。

補足説明を求めます。奥田生涯学習部長。

○奥田生涯学習部長 議案第23号、摂津市文化振興条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本市では、平成17年の第1回定例会におきまして、市政運営の基本方針の中で、(仮称)文化振興条例の制定に向けた検討を行う旨の指針が示されました。

これを具体化するため、市内の文化振興関係会議で条例素案を作成し、この素案に対し、市民の皆さんのご意見を反映するため、平成18年1月、パブリックコメントの手続を経て、条例の最終案を決定いたしましたところでございます。

それでは、前文及び条文に沿って、ご説明させていただきます。

前文については、まず私たちは市民憲章にある淀川とのかかわりの中で文化を育んできたことを述べております。

次に、文化の定義については、文化は人が自然とのかかわりや暮らしの中から作り出されるもので、楽しさや感動、そして生きがいを与えるとともに、心の豊かさを実現する重要なものであると明示しております。

そして、社会のさまざまな分野で変化が進んでいる今日、摂津市の市民文化を継承・発展させていくためには、市民一人一人が地域の文化について考え、文化を大切にしなければならないことを述べております。

さらに、市、市民、事業者、地域団体等のそれぞれが文化の担い手であることを認識し、相互に連携・協力して、本市のハード、ソフトのさまざまな文化資源を活用した文化振興に取り組む必要があるとしています。

そして、文化は人を元気にし、地域社会を活性化させる力があることから、前文の最後に、文化によるまちづくりを進めていくため、文化振興に取り組むことを決意し、この条例を制定すると結んでおります。

次に、条例第1条では、この条例の目的を定めております。

第2条、基本理念について、文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が生涯を通じて身近に文化に接し、個性豊かな文化活動が活発に行われるような環境の整備が図られなければならないこと。また、文化は意欲的な創造活動から生み出されるものであることから、市民一人一人の自主性、創造性が尊重されなければならないこと。そして、市民及び事業者等の文化活動への支援等が図られなければならないことを定めております。

第3条、市の責務について、市は、地域の特性に応じた文化振興施策を策定し、市民及び事業者等と協力して、これを実施する責務があると規定しております。

第4条、市民の役割について、地域文化は、地域で生まれ、育まれるものであることから、市民が地域文化の担い手と

して、文化を振興する役割を果たすよう努めることと定めています。

第5条、事業者等の役割について、事業者等が地域社会の一員として、文化を振興する役割を果たすよう努めることと定めています。

第6条、計画の策定について、市長は、文化振興に関する施策の推進を図るため、文化振興計画を策定しなければならないと規定しております。なお、計画は2年程度をかけての策定を予定いたしており、その策定に当たっては、市民、事業者等から幅広い意見を反映できるようにするとともに、計画を定めたときや変更したときは、これを公表することとしています。

第7条、芸術文化の振興について、市は、音楽・美術・演劇・文学その他の芸術文化を振興するため、市民がこれらの文化を鑑賞し、参加し、または創造するための必要な施策を講ずるよう努めることとしています。

第8条、生活文化等の振興について、市は、茶道・華道・書道その他の生活文化及び祭り・伝承など、地域の人々によって行われる民族的な芸能である地域文化を振興するため、芸術文化と同様に必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

第9条、スポーツ文化の振興について、市は、スポーツに文化的な役割があることから、市民のスポーツ活動の機会等の充実に努めることとしています。

第10条、文化財の保存等について、有形文化財や無形文化財、民俗文化財などの文化財は、自然や風土、社会や生活を反映して伝承されてきたものであることから、市はその保存及び継承を図るよう努めるとともに、市民が文化財を理解し、親しむことができる機会の充実に努

めることとしています。

第11条、高齢者、障害者等の文化活動の充実について、市は、高齢者や障害のある人などが文化に親しみ、参加することができる機会の拡充などを進めるよう努めることとしています。

第12条、青少年の文化活動の充実について、市は、青少年に文化の楽しさや感動を伝え、その感性や創造力を育むため、多様な文化を体験し、または創造することができる機会の提供等に努めることとします。

第13条、生涯学習における文化活動の促進について、生涯学習の中でも文化活動が行われるものであることから、市はこれらの学習機会を通じて、市民が文化への理解を深めることができるよう努めることとします。

第14条、人材等の育成について、地域文化の展開に必要な人材や団体を地域の中で育成していくために、市は必要な施策を講ずるよう努めることとします。

第15条、文化支援活動との連携等について、市は、市民はもとより事業者等が地域に根ざした文化活動に参画し、支援しようとする活動、すなわちメセナ活動との連携を図るとともに、これを支援するように努めることとします。

第16条は、顕彰について、

そして、第17条は、条例施行に関し、必要な事項は市長が定めることとした委任規定であります。

附則といたしまして、この条例は、平成18年4月1日から施行いたします。

以上、条例制定の内容の補足説明とさせていただきます。

○石橋委員長 説明が終わり、質疑に入ります。山崎委員。

○山崎委員 文化振興条例に対する質問を行わせていただきます。

まず私、不勉強で申しわけなかったんですが、パブリックコメント、審議会に出されて、この条例案をつくられたということなんで、その審議会の内容をできるだけ、ちょっとご紹介いただければと思っております。

あと、条文に従って、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、まず2条の環境の整備というのは、これはどういったものを考えてられるのでしょうか。

それと、6条の計画への市民参加というのが、どういう形態で、どういったものが行われるのか、ご見解だと思っておりますけど、よろしくお願ひします。

それから、あと7、8、9、この条例で文化というものの性質というのを規定されておるようなんですけれども、私、このところに学術研究分野というか、そういったものを設けてはいかがというか、それは入らないのかということをお聞きしたいと思っておりますけれども、文芸ですとか、詩歌、俳句、そういった文芸の分野から哲学とか社会科学、そういったものとか、いろんな研究分野があると思っておりますけども、特に民俗学とか、考古学とかいうのは、文化を評価する大切な分野だとも思いますし、それから先ほども生涯学習課や図書館などで文化財の資料を研究に役立てていくというようなことも、これ当然、十分文化振興と言えるのではないかと思いますし、先ほど摂津圏の文化研究で文化財マップも作成されるという話も出てまして、こういったことを支援していくということも振興策の中で見れるように、学術文化というか、学問文化といいますか、そういったものを盛り込むことが必要なんじゃないかと思っておりますけど、その辺のご見解をお聞かせ願ひしたいと思います。

あと、10条で要望書で、私、ちょっと

と受け取ってる文化財保護に関する考え方があるんですけども、この文化財保護に関する考え方についても、ちょっとお聞きしたいと思っております。

昨日の予算の分でもお聞きしましたけれども、保存というものの考え方として、記録保存というものでいいのかと。現物の保存というものを優先させていくというか、重視していくということが必要なんじゃないかと思っておりますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

条文では、最後に支援という、15条に地域支援、支援活動との連携で支援を行っていくということなんですけれども、この支援、この中身をイメージがあるのでしたら教えていただきたいと思います。

また、全体に係る総括的にお聞きしたいのが、こんな振興条例ができてきて、文化を大きくしていくというのは非常に、地域としてもいいことだと思うんですけども、何でもかんでも支援できるというものではないと思うんですけども、そこで、どういったものを重視していかれるというか、テーマを絞っていかれるのか、お聞かせいただければと思っております。摂津市ならではの、特色のある文化の構築というのを図っていくようなお考えがあるのかどうか。

いろんな、地域では焼き物の町とか、おそばの町とか、音楽とか、若者の町とか、いろんな文化の見方があると思うんですけども、そういったところ、2年かけて計画そのものはつくっていくという説明はありましたけれども、その辺の基本的なスタンスみたいなのがあったら、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○石橋委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 それでは、先ほどの山崎委員さんの数点にわたるご質問につきまして、順次、お答えさせていただきます。

まず、パブリックコメントにつきましては、1月16日から1月31日にかけて、市内の公民館、図書館、鳥飼図書センター、市民ルーム等々、文化にかかわる施設に用意いたしまして、パブリックコメントを行いました。

また、市役所のホームページ上でもわかるような形で公開をしておりました。

1月31日に、このパブリックコメントを締め切ったところ、意見の提出が合計4件ございました。その4件の中で、この意見の概要につきまして、それぞれ庁内でこの文化振興条例策定の検討委員会を関係部署の課長が集まって、今年の6月から進行してるわけですけども、そのパブリックコメントの意見の内容につきまして、2月3日に庁内の検討会議を設けて、それぞれの意見の分析なりを行いました。

その結果、それぞれの貴重なご意見につきましては、今回の条例に盛り込むべきというよりも、今後の振興計画の策定に反映できるものがほとんどでございましたので、その貴重なご意見につきましては、今後の計画づくりに生かしていきたいというふうな結論に達したところでございます。

それと、条例案の第2条でうたってます環境の整備につきましては、これは広い意味での概念の環境という形で言い表しておりまして、身近に市民の方々が文化を感じ取るような、接するような環境づくりということで、具体的には例えば私どもが開催しております芸能文化祭とか、美術展等々で、また子どもたちのこども展覧会等、全く身近な形での文化に

触れる環境づくりをもっともっと整備していくというふうな考えで条文を考えておりました。

それと、第6条の計画の策定の中での市民の参加についての具体的な考えにつきましては、この条例案が決定されて、予算も決定された後、広報等で市民公募を行います。それで、文化についてのご意見をその公募された市民の方から聞いていくわけですが、公募の具体的な条件等については、今後早急に決めていきたいというように思っております。

それと、第7条の文化の性格上のジャンルの形での区分の説明でございますが、ご意見のございます学術研究並びに文芸、民族、芸能につきましては、具体的な文言は条例上にはうたっておりますが、それぞれ地域文化なり、第7条の芸術文化なり、第8条の地域文化に包含されるべきジャンルだというように思っております。

また、そういった例えばこれ以外でも娯楽文化とか、いろいろジャンルがございます。それぞれにつきましては、今後の計画の策定のときに、細かく規定していきたいというふうに考えておるところでございます。

それと、文化財の保存の考え方の中で、昨日もご質問がございましたが、文化財に対して記録保存がいいのか、我々、現状保存がいいのかにつきましては、文化財の保護の観点からしましたら、現状保存にまさるべきものはないと考えております。

ただ、昨日も答弁の中で説明させてもらったとおり、例えば埋蔵文化財での出土現場での状況なり、遺物の持っている固有の特性で判断してるわけですが、それが記録保存が適正なのかどうかについては、その都度、判断をしていくよう

な考えを持っております。

それと、第15条の文化支援活動につきましては、かねてからメセナ活動、いわゆる企業がほとんどでございますが、企業も個人もですが、企業が文化活動に対しての支援を行っててことをメセナ活動と申すわけですが、それについて民間企業の方々に文化に対する理解を深めていただくとともに、この協力、連携をしていくべきだということで、このメセナ活動、いわゆる文化に対する支援活動に努めるものというふうに規定をしているところでございます。

総括的に文化振興条例のテーマは、どういった形なのか。これにつきましては、今の段階につきましては、この前文でも最後の行、2行でうたっております「文化の薫り漂うせつものまちづくり」、これが大きなテーマでございます。また具体的な計画の中でテーマをもっと具現化していきたいというふうに考えております。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 はい、ありがとうございます。よくわかりました。

私、先ほどの分類の7条、8条、9条のところで、スポーツ文化というのを、スポーツを殊さら文化として持ち上げるというか、分けて書かれておるわけですから、ここに先ほど言いましたように学術、学問というような銘打った項目というのを起こす必要があるんじゃないかと思っておるわけなんです。先ほど言ったように、文学というのは一番最初の説明でも芸術文化のところにコメントもありました。

けれども、先ほど言ったような文化財、考古学的なものですか、民俗学、哲学とか、あとは最近、情報科学なんか情報文化とかいうような言い方もされます

から、学術、学問にかかわる文化として、一つ、項として起こす必要があるんじゃないかなと感じるわけなんですけれども、その辺、いかがですか。

それと、さっきのメセナ活動というのがありましたけれども、せっかく摂津市には大学のキャンパス、研究機関なんかもある、存在するわけですから、そういった連携というか、そういう形のものも盛り込めるようなものがあるといいんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺のお考え方、変更なさるとかいうようなお考えはございませんでしょうか。

施設の文化ホールですとか、公民館とか、施設の活用なんかの方向も考えておられるのかどうか、その辺もまた聞かせてもらえたらお願いいたします。

○石橋委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 先ほどの、私の答弁の中で若干漏れてて申しわけございませんでした。

文学等につきましては、第7条の芸術文化の中に包含して考えております。

また、民俗学につきましては、生活文化なり、第8条、地域文化の中で包含するような形の考えを持っております。

また、考古学につきましては、第10条の中での規定の中で有形文化財等の形での文化財、広い意味での文化財の保存等という形での包含を考えております。

それと、学校等の活用につきましては、前文の下から3行目に文化資源を活用した文化の振興、まさに文化資源の中には、いわゆる摂津市内の貴重な公共施設並びに学校施設を意識した文化資源という形で、前文でうたっておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 私の考えは少し違うんで、別にこの振興条例が、私、悪いというわ

けじゃないんですけれども、市民にわかりやすい形で振興条例としてお示しするというのが理想かと思えますし、このあと文化振興条例ができれば、これを運用するという意味においても、いろんなスタンスで、しっかりしたお考えを持っていただきたいなと思うんですが、例えば摂津は、先ほど言いましたように古来から交通と暮らしの要衝でしたから、いろんな遺跡とか遺構とかが出てまいります。そこが出てくれば、府の教育委員会が中心に発掘調査をやるんだと思うんですけれども、そこで現地説明会ですとか、遺物を収集されたら、それを10条でも書かれてますけれども、市民の皆さんが触れられる機会の充実に努めるということなんですから、こういったもののスタンスをしっかりとっていただくように条例を推進していただきますように、要望とさせていただきます。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 この条例を提案される以上は、やはり財源が今後、2年間で作成すると言いますが、先ほどからの審議の中で文化財の保護の問題にしましても、なかなか予算的には伴ってないということで、教育長がこの条例制定を提案されるということであれば、これの生涯学習が担当するんでしょうけれども、予算的な財源がついて回ってくるという、そういうことでありまして、その辺の決意です。

ほんとに、しっかりと文化予算をふやす気があるのか、その辺のところ、しっかりと提案するに当たって聞きたいなと思いますので。

それから、3ページの11条、12条なんですが、先ほどご説明はあったと思うんですけれども、もう一度、確認したいんですけれども、あえてここで高齢者、障

害者等の文化活動の充実と青少年の文化活動の充実というのを11条、12条でうたわれておりますけれども、先ほどからのいろいろな文化に関する中身のことも言いますと、広く市民の中で文化活動を充実していくことが大事であって、環境の整備も大事であると思うんですよ。そういう中で、あえて11条、12条でうたわれたというところの意図といいますか、その辺のところ、もう1回、お願いしたいと思います。

○石橋委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 まず、第11条で高齢者、障害者などの文化活動の充実をあえて11条で規定いたしてますのは、やはり文化の振興には、すべての市民が平等に振興に文化の享受を受けなければいけない。

特に社会的な弱者につきましても、その部分は十分配慮した形での措置をあえて、ここで条文化いたしました。

それと、第12条につきましても、青少年の文化活動の充実につきましても、今後、次代を担う摂津市の宝である青少年の文化活動へ目指すといいますか、非常に大事な部分であるという形で、あえて第12条も同じような考え方で条文を起こした経緯がございます。

○石橋委員長 和島教育長。

○和島教育長 それでは、文化振興条例、今後展開していくわけでございます。

先ほど来、やはりこの文化振興条例を制定するという事は、前文に掲げておりますが、文化の薫り漂うせつちのまちづくりと。まちづくりの一つの大きな柱に、市民も参加する中でせつちのまちづくりという理念で進めてまいります。

それで、本会議からも、ずっとこの議論があったわけですが、その中でも申し上げておりますように、これから

2年間、市民の方も参加していただく。いろんな企業の方にも文化活動の中で参加していただくということで、いろんな方のご意見を聞きながら、2年間かけて文化振興計画をつくっていくということでございますので、その計画の中で具体的ないろんな施策も出てまいるかもしれません。

ただ、この問題は、私が思ってますのは、すべて行政が抱え込むのではなくて、市民も参加する中で、ともに協働する中で、新しい文化香る摂津のまちづくりをつくっていくということでございますので、そういう計画が進んでいった中で、どういうことに対して、どういう予算が要るかというのは、今後の課題であろうと思っておりますけれども、この理念をまずご理解いただいて、この2年間、ご協力いただけたらと、そのように思っています。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 11条、12条であえてうたわれてるといふ、今後、策定するにあたって、特に高齢者や障害者の皆さんや青少年の方々が、何か文化的なことでやろうとするときに、財源的な措置も含めて考えてるといふ、そういう意思のあらわれであるのか。特に、うたわないといけないということが、それは前文で青少年という言葉も入ってなかったですか、入れられるであろうし、やっぱりすべての市民ということで、私はあえて障害者とかいうことを出すということは、何か意図があるのかなと。あとの、これからのことに関してですね。

軽減措置であるとか、そういうことを考えておられて、あえて載せておられるのか。その辺のところ、やっぱりちょっとわかりませんので、そういうことまで考えておられるのかどうか、よくわかり

ませんけれども、もう一度確認したいと思います。

それから、教育長おっしゃったんですけれども、第9条のところでもスポーツ文化の振興というところで、摂津はなかなかスポーツ施設がテニスコートとかはありますけれども、唯一の市民プールなどを廃止をして、子どもたちにとっては、なかなかそういうのがないという状況がある中で、やはりこういうことでうたう以上、いろんな企業とも協力していくということがあるということなんですけれども、やはり一番の大もとである市の方が、しっかりと予算措置もしていくという、そういう決意を私は聞かない限り、なかなか、これ賛成しにくいなど。何か、言うだけ言って本当に実態がなかなかついてこなかったということでは、やっぱり寂しいですし、その辺のところをお聞きしたいなと思って質問したわけですが、もちろん企業との連携とかいうのもやっていって、文化活動がほんとに摂津でも育っていくということについて反対するものではありませんし、どうも今のご回答では、ちょっと、やっぱり予算的な部分も頑張っただけでふやしていくんですというような決意を聞かせていただきたいなと。

やはり、なかなか文化財の財源にしても、木下さん、一生懸命答弁していただけてますけれども、ほんとに私は少ない予算の中で努力しておられると思うところもありまして、そういうところでいいますと、生涯学習課などもすごい苦勞しておられると思うんですよね。そういうところで、やっぱりなかなか予算、一般会計の中で10%を超えない教育委員会の教育予算の中で、その中でも文化的なところの予算をふやしていくということではないと、その辺のところはいかがでしょ

うか、決意をお願いいたします。

○石橋委員長 和島教育長。

○和島教育長 今もご答弁申し上げましたように、本当に一つには先ほど来、言っておりますように、市民と行政、企業、いろんな市の方々とともに文化の香るまちづくりをしていくんだということですから、予算予算と今、この段階で言われて、それは教育予算をふやすことについては、私もそうあればいいと思いますけれども、しかし今日の状況の中でいろんな分野での施策がございます。

そういう中で、ただ、やはりこれは一つのまちづくりの柱として位置づけて、目標として皆さん方とともにつくっていくということですから、今も言いましたように2年間かけて、これをどういうふうに、この条例をもとにして文化香る摂津のまちをどういうふうに、つくり上げていくんだということでございますので、その計画が進む中、年次別にことはこういうところに力を入れていくとかいう、予算要求は当然出てくると思いますけれども、今の段階で、言わせていただければ、ふえるに越したことはないわなということしか、そんな無責任な言い方しかできないと思いますけれども、ですからご理解いただきたいというのは、私が思ってますのは、やはり文化、こういう問題にしても、これからは市がすべて抱えるんじゃないなくて、いろんな資源も活用しながら市民の方と協働で進めていくという、この理念をまず今回はご理解いただきたいと、そのように思っております。

○石橋委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 先ほどの第11条、第12条の高齢者、障害者並びに青少年の活動に対する条文でございますが、今回のこの条例につきましては、ベースは文化芸術振興基本法に沿った形で条文化

しておるものでございます。

先ほどの11条、12条にあらわして  
る分を法律に基づいた形で表現しており  
ますので、ご理解いただきますようお願い  
いたします。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 教育長が、そういうふうに、  
ふえるに越したことがないわななんてい  
うような、そういうような言い方をされ  
ましたけれども、摂津が決して文化的に  
物すごく豊かであるかという、まだな  
かなか、そうになってない状況、図書館の  
状況にしましてもそうですし、そういう  
点で言いますと、やっぱり財源的には、  
やっぱり、しっかりと要求していった  
かかないと、小学校統廃合とか、いろ  
んなことが出てきてる中で、財源がない  
とかいうところで、いろんな削減をして  
こられてるわけです。

先ほどもありました市民ハイキングま  
で削減をしてるわけですから、そのとき  
に私は意見を言いましたけれども、そう  
いう中で、やはり基本となる市の方がし  
っかりと予算措置をしていくという、ぜひ  
決意を持っていただきたいと。むちゃく  
ちゃ、たくさん予算措置せいとは言いま  
せんけれども、やはり目に見えて文化的  
な予算がふえたなど、ほんとに思えるよ  
うな、そういうふうな予算措置をしてい  
ただきたいということを要望しておきた  
いと思いますので、よろしくお願いいた  
します。

○石橋委員長 川端委員。

○川端委員 それでは、2、3、ご質問  
させていただきます。

最初に、ちょっと文言なんですけど、  
1行目の「私たちは古くから淀川の豊か  
な水に」という、そのあと「恩恵を受け  
る一方、洪水から安全と生活を守るため  
に独自の文化をはぐくんできた」。この

「安全」というのは、少しおかしいん  
ではないかと思えますんで、ちょっとまた  
ご検討していただけたらと思えます。

それと、第2条、1ページの一番下の  
ところで、質問がちょっとかぶってしま  
ったんです。環境の整備を図るというこ  
とで、これは大切なことだと思いまし  
て、お考えをお聞かせいただこうと思  
いましたが、今、ご答弁いただきました  
んで、理解をいたしました。しっかりと、  
またよろしく願いをしておきたいと思  
います。

次のページ、2ページの3の3行目の  
ところですけど、「地域の文化を担う人  
材の育成が図られなければならない」と、  
文章に明示されておりますけども、ばく  
つとしたもの、これからまた2年間か  
けての制定でございますけど、どのよ  
うに考えておられるのかというのを  
お聞かせいただきたいと思えます。こ  
の1点だけ、よろしく願いいたします。

○石橋委員長 木下生涯学習課長。

○木下生涯学習課長 まず、前文の中  
での「洪水から安全と生活を守るため」  
の「安全」につきましては、私たち、  
この摂津市の歴史を考えるに、水の恩  
恵から反面、水との戦いでありました。  
そういった観点から、洪水から住んで  
る方の安全を守る、また住民の生活  
を守るという意味での安全でございま  
すので、よろしくお願い致します。

○石橋委員長 奥田生涯学習部長。

○奥田生涯学習部長 説明をさせてい  
たできます。

人材等の育成でございますが、詳しく  
は14条に人材等の育成について規定  
をいたしております。

基本理念については、総括的な理念  
について書かせていただいたというこ  
とでございます。

先ほど、補足説明の中でも説明させていただきましたけれども、やはり地域文化は地域から生まれるものであるということで、その展開に必要な人材、あるいはまた団体は、これは地域の中から育成していく必要があるというふうに考えておるわけでございます。

したがって、育成をしていくためには、いろいろなやり方があるかと思いますが、ソフト面から現在もそういった文化振興団体というのは、たくさんございますので、さらなる育成を図っていくための方法について、方策について検討してまいりたいと、こういうように考えているところでございます。

○石橋委員長 川端委員。

○川端委員 わかりました。また、本当にそれこそ、すばらしい地域からの人材をまた育成していただけるように、よろしくお願いします。

この文化振興条例は、最初にありますように、心の豊かさを実現する重要なもの、私も本当にそのように理解しております。制定に向けて、またご検討をさせていただきますように、よろしく願いしておきます。

○石橋委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後5時52分 休憩)

(午後6時 1分 再開)

○石橋委員長 再開します。

ただいま、議案第23号に対し、山崎委員からお手元に配付いたしております修正案が提出されました。提出者から、修正案について説明をお願いします。山崎委員。

○山崎委員 先ほどの文化振興条例について、修正案を提出いたします。

先ほどの文化振興条例については、賛

成の立場で条例制定に当たって修正を提案したいと思います。

というのは、修正が入れられなければ条例案に賛成できないという立場を取るべきものではないかということは申し述べておきます。

といいますのも、提出された条例案で7条、8条、9条、これで支援すべき文化としての分類、その性質というのは規定されてあります。

そこで、規定がある以上、この3条の文化という言葉だけでは、包括し切れない文化というのを入れる必要があるのではないかと。人それぞれ、文化というもののイメージはあると思いますけれども、個々に学術研究分野、学問における文化というものも規定して、文化を大きくとらえて、広く支援するべき対象を表現しておく、入れておく必要があると感じたので、今回の提案を行いました。

原案のままですと、画竜点睛を欠くというか、ちょっと足りないという感じを禁じ得ません。

この規定で、私、学術文化といいますのは、通常、学術と文化というのは並列的な意味で使われますので、学術文化とするのか、学問文化とするのか、私、最後まで悩んだんですけれども、そこにほかの文芸とありますように、小説、随想、詩歌、俳句など、文芸全般、それからイメージしたかったので、あえて学術という言葉を選びました。

対象とします哲学、文学、社会学などの社会科学分野を取り上げることは、文化を論じる学問であります民俗学、文化人類学、歴史学、考古学、これに伴う包括される上でも必要と感じました。

特に、考古学の歴史分野では、市民にもアマチュアの愛好者の方もいらっしゃるかと存じます。

また、最近では情報科学、IT分野でも情報文化とって、情報自体を文化としてとらえる動きもあるようですから、そういう広い意味合いで文化も取り上げて、支援できるようにするということの必要性をあらわしておくということが必要かと思えます。

以上の理由で、俳句や詩歌、文芸活動を趣味とする市民、アマチュアの考古学ファン、それから広く市民の活動を支援できればというものであって、ほかに他意はございません。

9条でスポーツ文化というもので上げるならば、その対象としても、ぜひとも必要かと感じております。

あと1点、また市内にもあります大学研究機関もあることですから、学究分野との協力、支援についても言及したかったので盛り込ませていただきました。ぜひとも、慎重審議のうえ、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

○石橋委員長 説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石橋委員長 質疑なしと認め、修正案に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後6時4分 休憩)

(午後6時6分 再開)

○石橋委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石橋委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定

しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第23号を採決します。

まず、議案第23号に対する山崎委員から提出された修正案について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 賛成少数。

よって、本修正案は、否決すべきものと決定しました。

次に、原案について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 全員賛成。

よって、本件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後6時8分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 石橋 徳治

文教常任委員 渡辺 慎吾